
令和4年大和町議会3月定例会議会議録

令和4年3月1日（火曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（0名）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 課 長 補 佐	早 坂 基 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税務課長兼徴 収 対 策 室 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子 育 て 支 援 課 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君		

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 眞 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前10時03分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

ただいまから、令和4年大和町議会3月定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、10番渡辺良雄君及び11番千坂裕春君を指名します。

日程第 2 「議会期間の決定について」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、議会期間の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会議の議会期間は、本日から3月16日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、議会期間は本日から3月16日までの16日間に決定しました。

「諸般の報告」

議 長 (高平聡雄君)

続きまして、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しているとおりです。

「施政方針の表明」

議長 （高平聡雄君）

ここで、町長より施政方針の表明があります。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

大和町議会3月定例会議開催に当たりまして、令和4年度町政運営の考え方を一般会計当初予算をはじめとする議案の概要についてご説明申し上げたいと思いますが、その前に、ただいま高平議長さんからご披露、ご紹介ございましたが、県の議会広報選考会におきまして、大和町議会の広報大和町議会だよりが奨励賞を受賞されましたこと、誠におめでとうございます。心からお祝い申し上げたいと思っております。

また町議会のこの広報だよりにつきましては、常に県はもとより全国的にも町議会の広報におきまして高く評価されておるものと思っております、常々、様々な賞も受賞されていること、敬意を表しておるところでございます。

常日頃の議員皆様方の議員活動あるいは広報活動、その活動に対しまして大変熱心に取り組まれていること。繰り返しになりますが敬意を表したいと思っております。今後ますます研さん等を積み重ねまして、この広報が町民の皆様方に愛されるといいますか、しっかり読んでいただける、そういった広報になりますよう、また、町のそういった状況等をしっかり伝えていただきます広報になりますように、ご期待をさせていただきながら、お祝いに代えさせていただきたいというふうにも思います。本当におめでとうございました。

それでは、ご説明に入らせていただきたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症でございますが、国内では年明けからこれまでにない勢いで感染が急拡大し、全国では2月5日に、1日の感染者として過去最高の10万人を突破するなど、今なお猛威を振るっておるところでございます。

こうした状況の中、町民の命を守り暮らしを支えるために、日夜ご尽力をいただいている医療従事者をはじめとする全てのエッセンシャルワーカーの皆様、改めて深く敬意を表し、衷心より感謝を申し上げます。

コロナワクチンの接種につきましては、黒川医師会及び黒川地域市町村との連携により、地域内指定医療機関での接種体制を構築し、当初の予定を前倒しして3回目のワクチン接種を進めており、2月24日時点で全町民の20.9%の方が接種を終えております。また、1月31日には、本庁舎1階に、県内8か所目となります木下グループP

CR検査センターを開設していただき、希望する方に本年3月31日まで検査を実施しております。感染者が増加する中、不安を感じる方も多いことと存じますので、ぜひお役立ていただければと存じます。現在、ワクチン接種のほかに経口治療薬が承認されたことに加え、中和抗体薬、薬事治療法の実施や、医療提供体制の強化など、国民の命と健康を守り、社会経済活動の継続を可能とする新たな日常が実現されようとしております。

町といたしましても、職員一丸となってこの難局に立ち向かい、ウィズコロナ、アフターコロナ、そして明るい未来に向け、着実に町政を前に進めてまいりますので、議会におかれましても、引き続きご支援とご協力をお願い申し上げます。

次に、吉岡西部地区土地区画整理事業の状況についてご報告いたします。

市街化区域の編入につきましては、本年3月開催の宮城県都市計画審議会の承認を得た後、宮城県知事の同意を経て、本年5月に告示される見込みとなっております。その後、土地区画整理事業の認可に向けての手续を行い、令和4年度内の事業開始に向けて鋭意準備を進めております。本事業区画面積は30.4ヘクタールであり、土地利用としまして住宅地4.8ヘクタール、工業流通業務地14.2ヘクタール、黒川消防署移転先地を含む業務施設地1.6ヘクタールのほか、道路、公園等の公共施設用地となっております。地区の西側には、都市計画道路北四番丁大衡線、県道大衡仙台線が南北に通り、東西には都市計画道路吉岡吉田線を整備することにより、既成市街地と一体的なまちづくりが進められることとなります。

また、宮城県が実施いたします都市計画道路北四番丁線大衡線につきましては、本年2月に、道路測量、道路詳細設計及び地質調査業務委託の3件が一般競争入札として公告されております。今回の区画は、吉田字八反田の町道高田線交差点から北進して保福寺の東側を通り、大衡村大衡字平林の国道4号交差点までの延長3.4キロメートルとなっております。なお、吉岡西部地区の527メートル区間につきましては、土地区画整理事業にて整備することになっておりますことから、今後も県と緊密に連携協力し、早期開通に向けて事業を推進してまいります。

次に、我が国の政治経済の状況であります。政府は2月の月例経済報告において景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さが見られるとして緊急事態宣言を発令していた昨年9月以来、5か月ぶりに総括判断を引き下げております。景気の先行きは感染拡大による影響や、供給面での制約、原材料価格の動向などによる下振れリスクに十分注意する必要があるとして、変異株の感染状況が個人消費を下押しする可能性があることへの

警戒感を強めております。

また、国の令和4年度予算につきましては、一般会計の総額が、107兆5,964億円と10年連続で過去最大を更新し、昨年12月20日に成立した令和3年度補正予算と一体の16か月予算と位置づけ、年内から切れ目なく財政出動を続け、新型コロナウイルス対策に万全を期すこととされております。

予算の概要につきましては、令和3年度補正予算と一体となって新型コロナウイルス対策に万全を期しつつ、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現を図るための予算となっており、社会保障では団塊の世代が後期高齢者となる中で、めり張りのある診療報酬改定や、効率的な医療提供体制の整備などの改革を進め、社会保障の質の向上と、国民の負担軽減を目指すこととしております。科学技術、教育につきましては、過去最高となる科学技術振興費を確保して、デジタル、グリーン、次世代半導体等の研究開発を推進するとともに、公共事業では安定的に財源を確保し、老朽化対策や、治水、地震対策など防災、減災及び国土強靱化を推進していくこととされております。地方財政につきましては、地方交付税交付金等の入り口ベースは、好調な税収や、折半対象財源不足の解消を反映し、15兆8,825億円の計上となり、また交付税特別会計から地方自治体に交付される地方交付税交付金の出口ベースは、リーマンショック後では最高となる18兆538億円が確保されたところであります。

次に、本町の令和4年度の予算編成について申し上げます。

予算編成は、昨年10月26日に開催した予算編成説明会において方針を示すことによりスタートしたものでありますが、本年度も令和6年度までの中期財政見通しを策定し、単年度ごとの政策、事業執行に加え、複数年度の財政状況を踏まえて町課題の計画的な対策、対応を図ることとしたものであります。

新年度の予算編成を通して町財政を見ますと、歳入では令和3年度の実績から推計しまして、個人及び法人町民税はコロナ禍にあっても順調に推移することが見込まれ、約1億9,600万円の増加を見込んでおりますが、固定資産税は、東日本大震災復興特別区域法に関わる課税減免やコロナ禍での特例措置により、約1億円の減収となる見通しであります。ほかの税目はほぼ横ばいの状況であり、町税全体では前年度当初予算に比較して、約1億2,900万円増の約60億円を計上いたしております。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、前年度の収入状況や県の試算により計上いたしております。

地方交付税につきましては、普通交付税がコロナ禍の影響により基準財政収入額が減少するものと見込み、現時点において3,000万円を措置し、特別交付税は前年度並

みの1億8,000万円。震災復興特別交付税は、東日本大震災復興特別区域法に基づく課税免除等について約5億3,700万円を見込み、全体では約4,700万円増の約7億4,700万円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、民生費補助金、土木費補助金などの減額により、約3億5,100万円減の約16億8,700万円を計上いたしております。繰入金につきましては、基金繰入金として財政調整基金から約6億6,000万円。学校校舎建設基金から2億円、防衛施設周辺整備調整交付金基金から約8,900万円のほか、3つの基金からの合計で約9億8,800万円を計上いたしております。

また、町債につきましては、土木債、臨時財政対策債などを計上し、前年度と比較して約2,000万円減の約4億8,600万円を計上いたしたところであります。

次に、歳出につきましては、公約に掲げました6つの柱から主な施策についてご説明を申し上げます。

初めに、「教育と子育て環境に誇れるまちへ」であります。

未来を担う子供たちへの教育の充実につきましては、吉岡小学校改築事業について、令和4年度から仮設校舎及び仮設体育館の建設に着手いたします。また、年度内に既存校舎、体育館及びプールの解体工事を実施し、令和5年度から新築工事に取りかかり、令和7年3月の供用開始を目指しまして、新校舎から卒業生の門出をお祝いしたいと考えております。

学校校舎等の長寿命化事業では、吉田小学校校舎等のLED照明灯の改修や宮床中学校屋内体育館の屋根改修等を実施してまいります。

また、学校ICT環境整備事業では、デジタル教科書や問題データベースを効果的に活用した分かる授業の実践に取り組みながら、児童生徒の学習意欲と、成績の向上を図るGIGAスクール構想を実施してまいります。

学校給食につきましては、食材や燃料費の高騰が続いておりますが、児童生徒の適切な栄養価の摂取と、保護者の負担軽減を考慮して、給食費を据え置くための賄い材料費等の予算計上も引き続き実施してまいります。

子育て環境の充実、強化につきましては、放課後児童クラブを全館土曜日開館とし、開館時間の延長を行いながら子育て世代の支援を図るとともに、放課後児童支援員等の処遇改善を行ってまいります。また、継続の幼児教育、保育の無償化や、保険診療の自己負担を18歳まで助成するあんしん子育て医療費助成事業のほか、保育所の待機児童ゼロを推進するため、本年4月から認可保育園3施設と私立幼稚園2施設が認定こども園に移行するなど、安心して子育てができる環境の確保を行ってまいります。

次に、若者や高齢者が働くことや生きがいにチャレンジしやすい豊かで輝くまちへについてであります。

地域経済の持続的成長の促進につきましては、町施行で実施する吉岡西部地区土地区画整理事業の事業認可に鋭意準備を進めながら、引き続き県内外の企業誘致活動を積極的に展開し、新住民の居住地と進出企業の受入れ先を確保し、財政基盤の確立を図ってまいります。

農業振興に関しましては、主食用米の需給調整と、転作作物の推進を図るための水田農業対策事業、農地、用水路、農道等の良好な保全と資源向上を図る多面的機能支払交付金事業、中山間地区の耕作放棄地の発生防止及び解消を図る中山間地域等直接支払交付金事業のほか、農地及び農業施設の維持補修整備を行う農業者や生産団体等に対して、費用の一部を助成する町単独事業の農業環境整備事業などを継続してまいります。

県営事業として吉田・金取地区の農地整備事業調整業務に取り組むほか、鶴巢下草堰及び北目堰の改修に関わる農地防災事業調査にも取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、捕獲隊の軽減負担を図るため、無線式鳥獣捕獲システムを令和3年度に導入しており、継続して設置箇所を増設するほか、侵入防止柵や電気柵等の助成などを継続してまいります。

林業振興では、森林環境譲与税を活用した林道整備や、林道橋補修事業を実施するほか、県営事業の林道七ツ森湖泉ヶ岳線整備事業に取り組んでまいります。

地域コミュニティの充実につきましては、各地区集会所の老朽化対策として、施設修繕や改修に要する費用の一部を助成する集会所補助事業を実施してまいります。

次に、移住定住、そして観光促進し、みんなが集うにぎわいのあるまちへについてであります。

移住定住で人口増加につきましては、地域の活力やコミュニティの維持を図ることとし、子育て支援住宅整備事業として宮床地区に4棟、吉田地区に2棟の戸建住宅を建築いたします。また、人口が減少傾向にある地域に転入、転居する世帯、住宅取得等の一部を補助する子育て世帯等移住定住応援事業のほか、3世代同居応援事業、空き家等利活用事業を継続して実施、移住定住の促進を継続して実施してまいります。また、魅力ある商店街を形成するため、空き店舗取得や改修の助成を継続して実施するほか、新規事業として商品開発などの様々なニーズに対応できる支援制度を創設し、既存商店街の販路拡大や集客効果を高めるため、店舗のイメージアップ改装等への支援として、地域で頑張る事業者応援事業を実施してまいります。

観光とにぎわいのあるまちへにつきましては、既成商店街の活性化や、図書館機能を有する多目的施設等の整備によるにぎわい創出事業を、令和3年度に引き続き検討するとともに、観光案内の拠点として吉岡宿本陣案内所を継続運営し、来訪者の集客とおもてなしを行ってまいります。また、新型コロナウイルスの影響により、2年連続で延期、中止といたしました富谷市との合同事業、七ツ森ハーフマラソン大会につきましても、開催に向けて進めてまいります。

新規事業では、レンタルサイクルサブチャりに引き続き、七ツ森湖に隣接する四十八滝運動公園内にオートキャンプ場を整備し、町のシンボル七ツ森周辺の魅力を広く町内外に発信してまいります。

交通利便性の向上につきましては、高齢者タクシー助成事業について75歳以上の高齢者及び65歳以上の運転免許証自主返納者を対象に、タクシー利用の一部を一部助成を行っておりますが、利用者のニーズにお応えするため、新たに仙台市交通局が発行するICカード乗車券イクスカを準備して、対象者の皆様に選択していただけるよう令和4年度からご案内や、申込みの受付を行い、令和5年度から事業を開始できる準備を進めてまいります。このほか、継続事業の町民バス、デマンドタクシー運行事業や、高等学校等通学応援事業なども引き続き実施してまいります。

次に、健康と福祉の充実で笑顔あふれるまちへであります。

障害福祉につきましては、自立支援給付事業、地域生活支援事業を実施してまいります。健康づくりにつきましては、母子保健事業や健康たいわ21プラン推進事業、栄養改善事業等を継続して実施し、生活習慣病の予防に関する知識の普及啓発や、町民の皆様様の健康を支え守るための社会環境の整備を図ってまいります。

介護保険事業関係では、介護サービスの需要量や供給量の調査、予測等を行い、保険事業の円滑な実施を図るための高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画策定に向けた基礎調査を進めてまいります。そのほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、本年4月から9月までの予算を計上し、集団接種の対応も視野に入れた対策を図ってまいります。

次に、災害、防犯、交通に安全安心なまちへであります。

子供と高齢者の交通安全につきましては、町道長丁線等に歩道区画のカラー舗装を施工して、通学児童生徒の安全確保を図るほか、道下都市下水路沿いに転落防止柵を設置するなど、交通安全対策を進めてまいります。また、高齢者の交通安全対策では、運転技能向上トレーニングアプリを導入して、自動車運転技能と認知力の向上を目指し、高齢ドライバーの交通事故防止を図ってまいります。

災害防犯対策につきましては、平成27年9月の関東東北豪雨等により、吉田川流域において広範囲にわたる浸水被害が発生しましたことから、国県のご尽力をいただき、吉田川床上浸水対策特別緊急事業が進められております。本町でも関連する事業といたしまして、仮称下草橋新設に関わる工事負担金のほか、橋梁への取付け道路や排水路整備のほか、町管理河川の土砂しゅんせつ及び田んぼダムなどの流域治水に取り組み、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。また、防犯対策につきましては、通学路や教育ふれあいセンター等に防犯カメラを設置して、地域の安全安心対策を強化してまいります。

最後に、そして未来のたいわに向けてであります。

第5次総合計画の策定による大和町の未来づくりにつきましては、現在の第4次総合計画の目標年次を令和5年度までとしておりましたが、町を取り巻く状況は刻一刻、変化を遂げており、社会的な趨勢としては人口減少、少子高齢などに直面することが予想されていることなどから、時代の潮流を的確に捉え対応するために、町民の皆様などのご参画をいただき、前倒しで第5次総合計画の策定を進めてまいりました。昨年12月定例会議以降、各地区で説明会を開催した後、本年1月24日までパブリックコメントを募集して、2月24日に審議会の答申を受け、原案を作成したところでございます。今会議期間中に大和町議会全員協議会の開催をお願いして、第5次総合計画の原案をご説明申し上げまして、議会に上程させていただきますので何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上が、令和4年度当初予算の概要でございますが、経常的な施策事業につきましても併せて措置しているところであります。これらの内容を盛り込みました一般会計当初予算額の概要でございますが、一般会計予算総額は124億円で、前年度に比較し2億3,600万円の減、前年度比98.1%となったところであります。

次に、特別会計予算について申し上げます。

国民健康保険事業勘定特別会計及び介護保険事業勘定特別会計につきましては、両会計ともに、保険給付費の増となっております。

財産区特別会計につきましては、3財産区会計ともそれぞれ所要の措置をいたしておりますが、宮床財産区及び吉田財産区には、森林研究整備機構分収造林管理事業等の経費を措置いたしております。

奨学事業特別会計は、経済的な理由により就学に困難がある優れた学生等への貸付金について、所要の措置をいたしております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金について、

所要の措置をいたしております。

次に、公営企業会計について申し上げます。

下水道事業会計につきましては、令和4年度から公営企業会計に移行し、これまでの下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽特別会計の3会計を一本化して、経営状況の明確化や適正な財産管理を行い、より一層経営の効率化、健全化に努めてまいります。予算では、下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール浮上防止工事や、マンホールポンプ修繕のほか、車両購入費等の経費を措置いたしております。

水道事業会計につきましては、安全安心な水道水を安定的に供給できるよう維持管理経費や、送配水管強化工事のほか、給水車購入等に要する経費を措置いたしております。

水道事業会計及び下水道事業会計を除く令和4年度の各種会計予算の総額は、172億6,747万6,000円となったところであります。

以上が、令和4年度当初予算の概要であります。

次に、令和3年度補正予算について申し上げます。

議案第13号の一般会計補正予算につきましては、1億1,602万7,000円を減額し、総額を147億715万2,000円とするもので、各費目におきまして人件費の調整、執行額の確定、契約剰余金、事業費の精算調整による減額措置をいたしております。また、総務費では、今後の吉岡西部地区土地区画整理事業に要する費用として、まちづくり基金への積立金を措置するものであります。

民生費では、実績見込みによりあんしん子育て医療費を追加し、また保育士等処遇改善に関わる費用を新規計上いたしております。

土木費では、令和4年度の子育て支援住宅建築工事を促進するため、宮床吉田地区の住宅建築実施設計業務の費用を計上いたしております。

教育費では、令和5年度以降の吉岡小学校新築工事に要する費用として、学校校舎建設基金への積立金を措置するものであります。

以上が歳出の主なものでありますが、これらの財源措置としまして地方特例交付金、6,502万8,000円。地方交付税1億1,492万6,000円。国庫支出金1億6,447万9,000円などを追加し、そのほか町税4,317万5,000円。県支出金8,860万円及び町債2億5,200万円などを減額対応といたしております。

また、議案第14号から議案第24号までの特別会計等の補正予算につきましても、所要の措置を講じております。

次に、本日提出しております予算以外の議案についてその概要をご説明申し上げます。

報告第2号は、本年2月1日に発生した車両損害事故の損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分を行ったもの。

報告第3号は、除雪費を3,000万円追加し、財源につきましては財政調整基金から繰入れする一般会計補正予算の専決処分を2月22日に行いましたので、ご報告いたすものでございます。

議案第2号は、大和町犯罪被害者等支援条例について、犯罪被害者等基本法及び宮城県犯罪被害者支援条例に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

議案第3号は、大和町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例について、地方税法の規定に基づき地域再生法に規定する認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する事項を定める条例を、新たに制定するもの。

議案第4号は、大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

議案第5号は、大和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、様式の押印廃止及び文言の整理を行うため改正を行うもの。

議案第6号は、大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、令和3年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出を受けて、人事院規則が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第7号は、大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、サービスに関する条例の一部を改正する条例について、消防庁からの通知に基づき消防団員の報酬額と支給方法等の見直しを行う。

議案第8号は、大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法の一部改正により未就学児に関わる国民健康保険税の均等割額減額措置を導入するための改正を行うもの。

議案第9号は、大和町国民健康保険資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、基金の貸付実績等を勘案し、また現状の運用に即し、基金の額等の改正を行うもの。

議案第10号は、大和町病後児保育施設条例の一部を改正する条例について、大和町病後児保育室の利用対象児童に広域医療の協議を行った市町村の在住者を含めるため、所要の改正を行うもの。

議案第11号は、大和町デイサービスセンター条例の一部を改正する等の条例について、大和町デイサービスセンターすずらん及び大和町認知症高齢者グループホームすずらんを廃止することに伴い、所要の改正を行うもの。

議案第12号は、大和町下水道条例の一部を改正する条例について、排水設備工事責任技術者試験の実施主体が変更となるため、所要の改正を行うもの。

議案第13号から議案第24号は、令和3年度大和町一般会計ほか11の特別会計等補正予算でございます。

議案第25号は、解決金の額を定め和解することについて、令和2年9月29日に大和町と宮城県を被告として、仙台地方裁判所に提訴された国家賠償請求訴訟において、解決金の額を定め和解するもの。

議案第26号は、公の施設の広域利用について大和町病後児保育室を、富谷市、大郷町及び大衡村の住民の利用に供することについて議決を求めるもの。

議案第27号は、令和3年度橋梁補修工事悟溪寺橋請負契約の変更について、契約金額の変更について、議会の議決を求めるもの。

議案第28号から議案第37号は、令和4年度大和町一般会計ほか9特別会計等予算でございます。

議案第38号は、大和町総合計画基本構想及び基本計画について、大和町議会基本条例第8条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

議案第39号は、町道路線の認定について、石神沢西線及び古館西線を新たに町道路線とするものでございます。

以上が、令和4年度に執行いたします町政の基本方針と、提出議案の概要でございますが、今会議期間中に条例改正、補正予算、人事案件の議案を追加させていただく予定としておりますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご可決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

以上で、施政方針の表明を終わります。

日程第 3 「報告第 2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、
和解することについて）」

議 長 （高平聡雄君）

日程第3、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の報告を求めます。総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

それでは、よろしく申し上げます。

議案書の1ページをお願いします。

報告第2号 専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を定め和解することにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、議会に報告いたすものでございます。

2ページが、専決処分書でございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項につきまして、次のとおり専決処分をいたしましたものでございます。

記といたしまして、1の専決処分事項につきましては、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号に該当する10件のうち、法律上町の義務に属する賠償補償につき、1件50万円以下の範囲内において、その額を定めること及びこれに伴う和解をすることについてでございます。

2の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

3の事故の概要につきましては、令和4年2月1日午前8時10分頃、宮床山田中地内の町道におきまして、区長配達業務を委託しておりますシルバー人材センター作業員が運転いたします町公用車と、相手方の運転する車両のすれ違いの際に、両車両の右側ドアミラーが接触し、損傷いたしましたものでございます。

4の損害賠償額につきましてはゼロ円といたし、5の和解の内容につきましては、本件に係る車両の損害が軽微なものでございますため、それぞれの車両の損害につきましてはおのおのの負担において修繕することを認めるといたしまして、また町、相手方の両当事者につきましては、本件について今後裁判上、裁判外を問わず、異議申立て、請求を行わないことを両者で確認いたし、和解することといたしまして、令和

4年2月9日、専決処分をしたものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

以上で、報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）を終わります。

日程第4「議案第3号 専決処分の報告について（令和3年度大和町一般会計補正予算）」

議長（高平聡雄君）

日程第4、報告第3号 専決処分の報告について（令和3年度大和町一般会計補正予算）を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明報告を求めます。財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは議案書の3ページをお願いいたします。

あわせて、別冊の大和町一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書専決第8号につきましてもお手元にご準備をお願いいたします。

報告第3号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年度大和町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告いたすものでございます。

ページ中段の専決処分書のとおりでありまして、専決処分の日は令和4年2月22日でございます。

4ページをお願いいたします。

令和3年度大和町一般会計補正予算専決第8号でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ3,000万円を追加いたしまして、予算の総額を148億2,317万9,000円とするものであります。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、5ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整でありまして、3,000万円を繰り入れるものであります。

歳入は以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

同じく歳出でございます。

7款7項1目道路維持費12節に係ります除雪費でございます。除雪費につきましては、12月に1月分の不足分相当額としまして、7,000万円の専決処分をさせていただき、その後の降雪状況等によりまして、1月随時会議では2月、3月分に相当いたします執行額相当額6,300万円の補正予算のご承認をいただき、総額2億7,950万円にて業務を実施しているところでございます。今期は、町内で断続的な寒波により降雪及び積雪となったほか、気温も零度を下回る日が連続して発生したことによりまして、2月中の1日の除融雪費は、最大で1,400万円を超える日が発生するなど、12月から2月中旬までの想定いたしておりました額2億4,900万円を約3,000万円超過となりましたことから、令和4年2月22日付で、超過相当額である3,000万円の専決処分をさせていただいたものでございます。

以上、報告を申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、報告第3号 専決処分の報告について（令和3年度大和町一般会計補正予算）を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は午前11時10分とします。

午前10時59分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 日程第 5 「議案第 2 号 大和町犯罪被害者等支援条例」
- 日程第 6 「議案第 3 号 大和町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例」
- 日程第 7 「議案第 4 号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 5 号 大和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 9 「議案第 6 号 大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 10 「議案第 7 号 大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 11 「議案第 8 号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第 12 「議案第 9 号 大和町国民健康保険資金貸付基金条例の一部を改正する条例」
- 日程第 13 「議案第 10 号 大和町病後児保育施設条例の一部を改正する条例」
- 日程第 14 「議案第 11 号 大和町デイサービスセンター条例の一部を改正する等の条例」
- 日程第 15 「議案第 12 号 大和町下水道条例の一部を改正する条例」
- 日程第 16 「議案第 13 号 令和 3 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 17 「議案第 14 号 令和 3 年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 18 「議案第 15 号 令和 3 年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 19 「議案第 16 号 令和 3 年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 20 「議案第 17 号 令和 3 年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 21 「議案第 18 号 令和 3 年度大和町落合財産区特別会計補正予算」

日程第 2 2 「議案第 1 9 号 令和 3 年度大和町奨学事業特別会計補正予算」

日程第 2 3 「議案第 2 0 号 令和 3 年度大和町後期高齢者医療特別会計補正
予算」

日程第 2 4 「議案第 2 1 号 令和 3 年度大和町下水道事業特別会計補正予
算」

日程第 2 5 「議案第 2 2 号 令和 3 年度大和町農業集落排水事業特別会計補
正予算」

日程第 2 6 「議案第 2 3 号 令和 3 年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計
補正予算」

日程第 2 7 「議案第 2 4 号 令和 3 年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第 2 8 「解決金の額を定め、和解することについて」

日程第 2 9 「公の施設の広域利用について」

日程第 3 0 「令和 3 年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約の変更につい
て」

議 長 （高平聡雄君）

日程第 5、議案第 2 号 大和町犯罪被害者等支援条例から、日程第 30、議案第 27 号
令和 3 年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約の変更についてまでを一括議題としま
す。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

それでは、議案書 6 ページ。

議案第 2 号 大和町犯罪被害者等支援条例の制定についてであります。

まず最初に、別添資料、議案第 2 号関係をお開き願います。条例の目的等について
ご説明をさせていただきます。

条例の第 1 条で、目的について定めているものでございます。この条例につきまし
ては、犯罪者等基本法及び県の犯罪被害者支援条例に基づきまして、大和町におけま
す犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、町及び町民等の責務を明らかにする
とともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、
犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域
社会の形成を図り、安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するこ

とを目的とするものでございます。

支援の対象につきましては、条例の定めるところにより規則で定めることといたしております。支援の対象につきましては、犯罪等により被害を被った者及びその家族または遺族で、本町に住所を有する者といたしております。家族、遺族の範囲につきましては、記載のとおりであります。

次に、支援金の種類と金額についてであります。遺族支援金といたしまして30万円。障害支援金といたしまして10万円。死体検案費用といたしまして、死体検案に要した費用で上限を10万円と定めております。

次に、給付の制限についてであります。犯罪被害者と加害者との間に親族関係がある場合は、対象外とするものであります。まずは、夫婦間の場合でありまして、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合も含むものといたしております。次に、直系血族の場合、次に3親等内の親族、最後に同居の親族の場合であります。

そのほか、規則では、申請方法、申請期限、給付の決定、調査、添付書類等について定めております。

それでは、議案書6ページにお戻りを願います。

第1条につきましては、先ほど説明させていただきました目的について記載をいたしております。

第2条につきましては定義でございまして、それぞれ用語の意味を記載しているものでございます。

第3条は、基本理念でございまして、犯罪被害者等の支援は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならないということで、第1号につきましては、犯罪被害者等の支援は犯罪被害者等の個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを主として、推進されなければならないものでございます。2号につきましては、犯罪被害者等のための施策につきましては、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて適切に講じられなければならないということでございます。第3号につきましては、犯罪被害者等が被害を受けたときから、再び平穏な生活を営むことができるまでの間、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細やかで途切れることなく、支援が提供されるよう努めなければならないものでございます。

第4条につきましては町の責務でございまして、町の責務ということで、基本理念にのっとった形で、犯罪被害者等の支援に関する各種施策を総合的に推進すること。

第2項では、関係機関との相互連携について定めるものでございます。

第5条につきましては、町民等の責務でございます。町民等の責務ということで第3条の基本理念にのっとりた形で、犯罪被害者等の名誉または生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、町及び関係機関等が犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めるものでございます。

第6条につきましては、犯罪被害者等支援窓口の設置でございます。窓口を総務課に置き、第2項で町は犯罪被害者等が日常生活または社会生活を円滑に営むことができるよう犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うという内容でございます。

第7条については、支援金の給付についてであります。支援金の給付について定め、犯罪被害者等が受けた被害により、経済的及び精神的負担軽減を図るため、規則の定めるところにより、犯罪被害者に支援金を給付できるというものであります。

第8条につきましては、支援金の取消しについてであります。支援金の決定を受けた者が偽りその他の不正な手段により、交付の決定を受けたと認めたときは、その決定を取り消すことができるように定めるものでございます。

第9条は安全の確保についてであります。犯罪被害者等がさらなる犯罪等により被害を受けることのないよう防止を図り、個人情報の適切な確保などについてを定めております。

第10条は、広報及び啓発についてであります。町民等の理解を深めるため、広報及び啓発に努めるものでございます。

第11条は規則の委任でございます。附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

なお、予算措置につきましては、令和4年度当初予算に計上させていただいているところでございます。

以上でございます。大変失礼しました。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長兼徴収対策室長 （小野政則君）

それでは議案書9ページをお願いいたします。あわせて、資料、説明資料議案第3号をお手元のほうに準備をお願いいたします。

議案第3号 大和町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除等に関する条例についてでございます。

この条例につきましては、地域再生法の規定に基づき、地方での安定した雇用の創出を図り、新たな人の流れを生み出すことを目的に、宮城県が国の認定を受けた地域再生計画の計画内容に基づいて、東京23区などから本社機能の移転または施設の拡充を行うため、一定の事業の用に供する土地、建物、償却資産などを新設あるいは増設した事業者に対し、課税する固定資産税について、新たに課税することとなった年度から3年度分に限り、課税免除または不均一課税を行うものです。

概要については、説明資料にてご説明させていただきます。

まず、背景でございます。宮城県では地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方活力向上地域における本社機能を有する施設を整備する事業等を地域再生計画に位置づけ、当該事業に関する計画について、知事の認定を受けた事業者に対する優遇措置を講ずるため、県内の地域に位置づけられている市町村において、固定資産税の課税免除または不均一課税に関する条例を規定しているものでございます。

目的としまして、大和町においては、大和町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例を別に定め、立地企業への税優遇を図ってきていましたが、復興産業集積区域における課税免除の対象資産の取得期間が、令和3年3月31日で終了となっているものでございます。このことから、今後の町税収入増加を図るため、東京23区等からの本社機能の移転及び本社機能の拡充等について、企業の判断項目を充実するために、他市町村同様、条例で固定資産税の課税免除または不均一課税を規定していきたいものでございます。

主な対象要件につきましては、宮城県で地方活力向上地域特定業務施設整備計画を申請し、認定を受けたものでございます。種類としましては2種類ありまして、①として移転型事業、東京23区にある本社機能を移転し、特定業務施設、本社機能を有する事務所、研究所、研修所を整備する事業。もう一つは拡充型事業で、地方にある本社機能を拡充または東京23区以外の地域から本社機能を移転し、特定業務施設を整備する事業でございます。取得価格につきましては、新たに取得した家屋、構造物、償却資産の価格の合計が3,800万円以上となります。なお、中小企業の場合は1,900万円以上となります。

課税の特例の適用期間でございます。事業の用に供された日以降に課税される年度から3年度分を課税免除。または、3年間段階的に税率を変えて課税するものでございます。移転型につきましては3年間全額免除でございます。拡充型につきましては

初年度は課税免除、2年目につきましては、本則課税の3分の1、3年目につきましては、本則課税の3分の2の課税となるものでございます。

それでは、議案書9ページをお願いいたします。

第1条につきましては、条例の趣旨を規定するものでございます。

第2条につきましては、固定資産税の課税免除等の規定をするもので、第1項につきましては、本社機能の移転の場合の3年間課税免除を規定するもので、第2項につきましては施設の拡充を図った際の不均一課税を規定するもので、初年度は課税免除、2年度は本則税率の3分の1、3年度につきましては、本則税率の3分の2を規定するものでございます。

議案書10ページをお願いいたします。

第3条につきましては、課税免除等の申請について規定するもので、第4条につきましては、課税免除等の措置について規定しているものでございます。

第5条につきましては、規則への委任を規定するものです。

附則としまして、第1項につきましては施行期日を規定するもので、公布の日から施行し、令和4年度の課税から適用するものです。第2項につきましては、課税免除等の申請期限について、経過措置を規定するものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、議案書11ページをお願いいたします。

議案第4号 大和町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

今回の条例改正につきましては、国におきましてデジタル庁設置法などの施行に伴い、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、この条例では番号法としておりますが、この法の中で情報提供ネットワークシステムの設置管理主体が、総務大臣から内閣総理大臣に改められ、同法第19条中に1号追加されたものがありましたことによりまして、その引用する部分の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、第24条第2号中、情報提供等記録の規定につきまして、総務大臣から内閣総理大臣に改め、引用する第19条第7号、第8号をそれぞれ1号ず

つ繰り下げることによる改正でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議案書12ページをお願いします。

大和町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、押印廃止に基づく改正となりますので、説明資料を用意しておりますので、その資料1ページをお願いします。

改正の概要でございますが、今年度、本町では町民の負担軽減、利便性の向上を図るため、行政手続におきます押印の廃止等の見直しを行うこととしておりまして、関係する例規等の改正を行うものでございます。

2の押印見直しに当たりましては、押印見直しに関する方針を定めまして、町の行政手続の抽出を行い根拠を確認した上で、廃止の可否を検討する調査を行っております。下の表に見直しの基準を整理し、押印を求める根拠がない、押印の積極的意味合いが小さいなど①から③に該当する手続につきましては、基本押印を廃止するとしております。

2ページをお願いします。

こちらが、調査を行った結果となりまして、手続の総数が1,598件。このうち、押印を求めている1,321件の手続中の1,061件の押印を廃止することの判断をいたし、所要の条例規則等の改正を行いまして、令和4月1日から廃止することとしたところでございます。

最後に、1,061件の手続の中で条例で定めているものにつきましては、記載の職員のサービスの宣誓に関する条例と、議会、政務活動費の交付に関する条例の2つの条例、3件の手続となりまして、町長が所管する職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正をお願いするものでございます。

それでは、議案書にお戻り願います。

先ほど説明した部分では、改正の表の下段の部分でございますが、様式で定めております宣誓書につきましては、新たに大和町職員となった者に提出を求めているものでございますが、様式中の印の部分の部分を削るものでございます。

そのほか、第2条サービスの宣誓の規定の中で、任命権者が定める上級の公務員という文言がございますが、本町におきましては町長あるいは教育委員会となりますので、こういった職員を定めることもありませんので、今回併せて改正し、単に宣誓書に署名し、任命権者に提出といたすものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書13ページをお願いします。

大和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今回の改正につきましては、昨年8月に発せられました人事院勧告と併せて報告されました公務員の人事管理の報告にありました人事管理における課題の中の、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援の課題に対して講じる措置への対応として、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に準じて、本条例も改正するものでございます。

初めに、第2条の育児休業をすることができない職員の改正では、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、第3号の規定にあります引き続き在職した期間が1年以上という要件を廃止するものでございます。

15ページをお願いいたします。

17条の部分休業をすることができない職員の改正につきましても、緩和として第2条の改正と同様に、第2号中の引き続き退職した期間が1年以上との要件を廃止するものでございます。

15ページの下段から16ページに係ります第21条につきましては、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置等を新設するものでございます。これは、育児休業を取得できることの周知や、その意向確認を行うことを規定したもので、第2項の規定では、その際に職員が不利益な取扱いを受けないようにするというものでございます。

16ページの第22条につきましても新設するもので、勤務環境の整備に関する措置といたしまして、育児休業の承認請求が円滑に行われるよう職員への研修の実施や、相談体制の整備を、規定しているものでございます。これらのほかの改正の部分につきましては、国が作成している条例案との整合を図るための字句の整理の改正でございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。説明は以上となります。よろしくをお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

それでは、議案書17ページをお開き願います。

大和町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条

例についてであります。

今回の改正につきましては、令和3年4月13日付で消防庁からの通知を受けまして、また県の説明会、県内各市町村の状況等を見ながら、本町といたしまして検討いたしました結果、今回の改正を行うものでございます。

主な点といたしましては、これまで消防団員の報酬は年額報酬のみでありましたが、消防庁からの通知に基づきまして、年額報酬に加え費用弁償として支給しておりました出動手当を、出動報酬に改めるものであります。

まず、改正の内容でまず、第12条報酬でございます。第1項で、年額報酬について、第2項では、出動報酬について定めるものであります。年額報酬につきましては、別表第1で定めておりますが、団員の階級にあるものの額を3万4,000円から3万6,500円に改めるものであります。別表第2を繰り下げ別表第3といたし、新たに別表第2として費用弁償を出動報酬に改めた災害出動、警戒出動を加え、それぞれ1回につき4時間以内の場合4,000円、4時間を超える場合は8,000円と加えるものであります。

次に第13条費用弁償についてであります。報酬に改めるため、費用弁償の支給対象でありました水火災等の災害の防除警戒を削除し、別表第3を別表第4に改め、災害出動手当、警戒出動手当の項を削除するものであります。

附則でございます。この条例は令和4年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長兼徴収対策室長 （小野政則君）

それでは、議案書19ページをお願いいたします。併せて説明資料議案第8号をお手元のほうに準備をお願いいたします。

議案第8号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律及び関係政令が公布され、地方税法の一部が改正されたことにより行うものでございます。

主な概要としましては、国民健康保険税の減額を規定する第23条に新たな項を設け、未就学児の被保険者均等割の減額について規定するものでございます。

それでは概要について、説明資料にてご説明させていただきます。

改正概要につきましては、今お話しさせていただきました未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置を導入するものでございます。国民健康保険税の現状としましては、応益、均等割、平均割と応能所得割に応じて設定されているものでございます。その上で、低所得世帯に対しまして応益保険税の軽減措置、7割、5割、2割の軽減を講じているところでございます。

今回の見直しの趣旨につきましては、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、国、地方の取組としまして、国保制度においての子供の均等割を軽減するものでございます。軽減措置につきましては、全世帯の未就学児を対象としております。当該未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費として軽減するものでございます。

下の軽減イメージをご覧いただきたいと思います。7割軽減されている方については、残り3割の半分ですね、1.5割を加算しまして8.5割、5割軽減者につきましては、2.5割足しまして7.5割、2割軽減者につきましては、4割を足しまして6割の軽減を行うことでございます。軽減なしの方については、一律で5割の軽減を行うようになっております。国、地方の負担割合につきましては、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でございます。

施行時期については、令和4年4月1日から施行する予定でございます。

それでは、議案書にお戻りいただきたいと思います。

なお、条例の改正に当たっては、国からの通知にのっとって行うものでございます。第3条、第5条、第5条の2については、見出しの改正を行うものでございます。第5条の2中、第23条を第23条第1項とするものについては、第23条に第2項が追加されるため、改めて規定するものでございます。第6条中、賦課期日の属する年の前年の所得に係るについては、不要な規定となるため削除するものでございます。

20ページから22ページをお願いいたします。

第13条中、同条をその減額後とするものにつきましては、法律等の規定に合わせて改定するものでございます。第23条中、法第703条の5を法第703条の5第1項とするものについては、法第703条の5に第2項が追加されるため、改めて規定するものでございます。第1号、第2号中、基礎課税額を追加するものにつきましては、法律の規定に合わせて改定するものでございます。第2項の追加につきましては、未就学児の被保険者均等割額の減額を規定するもので、第1号につきましては、被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額の減額を規定するもので、7割、5割、2割軽減、軽減なしについて規定するものであります。

23ページをお願いいたします。

第2号につきまして同様に、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について規定するものです。第23条の2中、前条を前条第1項と規定するものにつきましては、第23条に第2項が追加されるため改めて規定するものと、併せて文言の整理を行うものでございます。

24ページから31ページをお願いいたします。

附則の改正については、地方税法及び条例の改正により、新たに項が追加となり、改めて規定するものと、文言の整理を行うものでございます。

附則でございます。第1項の施行期日につきましては、この条例は公布の日から施行するものでございます。ただし、第5条の2第1号、第13条第1項、第23条及び第23条の2の改正規定、前条第1項の2、前条第1号を前条第1項第1号に改める部分に限りませんが、並びに附則第2項から第4項及び第6項から第13項までの改正規定については、令和4年4月1日から施行するものでございます。第2項の適用区分につきましては、この条例前項ただし書に規定する改正規定に限りませんが、改正後の大和町国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、32ページをお願いいたします。

議案第9号 大和町国民健康保険資金貸付基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、高額療養費または出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対して、その支給を受けるまでの間、その支給に係る費用を支払うための資金を貸し付けるものとして、平成13年度に制定されました。制度導入以来、利用者があり、その目的を果たしておりましたが、高額療養費につきましては平成19年度から入院、平成24年度からは外来の現物給付制度が開始され、認定証を医療機関等の窓口で提示することにより、自己負担は限度額までの支払いとなりました。また、出産育児

一時金につきましては、平成21年10月からは直接支払制度が開始され、町から医療機関へ直接出産育児一時金を支払うことが可能になり、多くの医療機関がその制度への加入を行ったところであります。そのため、貸付けの利用状況といたしましては、高額医療費では平成19年度から利用者はおらず、出産育児一時金につきましても、平成30年度からは利用がない状況にあります。

そのため、基金の廃止等も含め見直しを行いました。基金は廃止せず、基金額を800万円から400万円に減額すると至ったものであります。また、条例の内容を見直したところ、目的が貸付事業に係るものであり、他の条文も貸付事業によりますことから、名称も貸付基金条例から貸付条例に改めるものであります。

附則といたしまして、公布の日から施行するものであります。

以上になります。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

議案書33ページをお願いいたします。

議案第10号 大和町病後児保育施設条例の一部を改正する条例でございます。

概要といたしまして、令和4年4月1日より、病後児保育施設の広域利用を図るため、地方自治法第244条の3に基づく公の施設の他団体の利用についての協議を行い、協議実施市町村に在住する児童についても利用できるよう改正するものでございます。

新旧対照表によりご説明いたします。

現在の和町病後児保育施設条例では、対象児童について第7条に規定のとおり、保護者が和町在住または和町内の事業所に勤務しかつ1歳から小学校3年生までの児童で、第1号病気の回復期にある児童、第2号保護者が就労や疾病等の事由がある児童とし、いずれも満たす場合に利用できるとしております。

今回の改正では利用要件を整理し、これまで本文に記載していた保護者の要件と児童の年齢要件を1号と2号に規定し、従前の1号と2号に規定していたものを3号と4号といたすものでございます。また、1号では、これまで本文において規定していた保護者が和町在住の場合と、保護者が和町の事業所に勤務する場合の2つに、新たに保護者が広域利用に関する協議を行った市町村に在住する児童を加え、協議市町村に在住する児童を対象に入れるものでございます。

附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。
以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

続きまして、議案書34ページをお願いいたします。

議案第11号 大和町デイサービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして
ご説明申し上げます。

本年度3月末において施設を廃止しますグループホームすずらん並びにデイサービスセンターすずらんに関係いたします双方の条例を、併せて改正するものでございます。

第1条は大和町デイサービスセンター条例の一部を改正するものでございます。改正前、改正後の比較表をご覧くださいと思います。第2条第2項の表中の大和町のデイサービスセンターすずらんの名称及び位置を削除するものでございます。また、第3条第1項第1号の第7条第11項を第8条第7項に、第8条第1項第1号の第10条を第7項に、それぞれ介護保険法の一部改正により、併せて改正するものでございます。

第2条につきましては、大和町認知症高齢者グループホーム条例の廃止をお願いするものでございます。

35ページをお願いいたします。

附則でございます。この条例は公布の日から施行する。ただし、第1条中、第2条の改正規定及び第2条の規定は、令和4年4月1日から施行するものでございます。
どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長 （蜂谷俊一君）

続きまして、議案書の36ページをお願いします。

議案第12号 大和町下水道条例の一部を改正する条例であります。

大和町下水道条例の一部を次のとおり改正するものでございます。

今回の改正につきましては、現在、下水道の排水設備等の工事について、技術上の管理、工事に従事する者の指導監督、排水設備等の工事が設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認、工事完了検査時の立会い等を行います排水設備責任技術者がおります。排水設備指定工事店になるためには、その資格を有する者から専属されることとなります。その資格試験、排水設備責任技術者認定試験について、現在、一般財団法人宮城県下水道公社で行っております。同公社については、令和4年4月1日より、宮城県の上水、工水、下水道の官民連携運営事業導入に伴い、事業の95%を占めます流域下水道維持管理事業が運営権者に移管されることになり、公社としての組織の維持及び事業運営が困難となると判断し、事務移管と併せ、下水道公社を解散することとしておりますことから、新旧対照表の改正前条例第5条の8第3項に責任技術者認定試験として、一般財団法人宮城県下水道公社が行う試験を、改正後、移管先となります公益社団法人宮城県建設センターが行う試験を指定することができるに改めるものでございます。

附則になります。1、施行期日であります。この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

2としまして、経過措置でございます。この条例の施行前に一般財団法人宮城県下水道公社が実施した排水設備責任技術者認定試験に合格している者は、公益社団法人宮城県建設センターが実施する責任技術者資格試験に合格しているものとみなすものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前11時55分 休憩

午後0時59分 再開

議長（高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは午後の部もよろしくお願いいたします。

議案書の37ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書第12号につきましても、お手元にご準備をお願いいたします。

議案第13号 令和3年度大和町一般会計補正予算（第12号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億1,602万7,000円を減額いたしまして、予算の総額を147億715万2,000円とするものであります。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条繰越明許費の補正は追加でありまして、第2表繰越明許費補正によるものであります。

第3条債務負担行為の補正は追加及び変更でありまして、第3表債務負担行為補正によるものであります。

第4条地方債の補正は変更でありまして、第4表地方債補正によるものでございます。

それでは、42ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は追加でございます。令和4年度へ繰越しして執行する見込みのある事業について、記載の金額を限度として議決をお願いするものであります。

初めに、2款1項公共施設等総合管理計画改定支援につきましては、255万6,000円でございます。

3款1項住民税非課税世帯等臨時特別給付金は1億745万1,000円。

5款2項森林経営管理制度移行調査等は209万円。

7款2項は3事業ございまして、道路維持管理は山下大沢線及び天皇寺柿木線舗装修繕、7町線側溝修繕で1,756万4,000円。道路新設改良は、悟溪寺橋修繕、前野下草線用地費、下草橋建設負担金、下原橋撤去負担金、天皇寺地区排水路整備で4億4,835万円、橋梁維持管理は、山津沢橋補修で481万9,000円でございます。同じく、4項都市計画街路整備は、落合吉田落合線4車線化工事及び北四番丁大衡線負担金で1億2,518万6,000円。同じく、5項子育て支援住宅建築実施設計は宮床地区4棟、吉田地区2棟で1,214万2,000円。

9款2項吉岡小学校改築実施設計は、2,223万5,000円でございます。

続きまして、43ページをお願いいたします。

第3表債務負担行為補正でございます。初めに追加でございます。こちらに記載の

3つの事項につきましては、本年3月中に発注調達行為を行うため、債務負担行為についてのご承認をお願いするものでございます。期間の終期につきましては、事業ごとに令和4年度または5年度となっております。限度額につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、変更でございますが、記載の事項につきましては昨年12月の定例会議でお認めいただいたものであります。こちらは限度額の変更をお願いするものでございます。

続きまして、44ページをお願いいたします。

第4表地方債補正でございます。表の上段が補正前、下段が補正後となっております。補正後でご説明申し上げます。

一般補助施設と一般補助施設整備等事業債及び次の社会福祉施設整備事業債は、認定こども園施設整備の事業費確定による減額であります。公共事業等債は、悟溪寺橋修繕工事の契約額確定及び今後の見込みから減額するものです。一般事業債は、子育て支援住宅新築及びまほろばホール空調工事ですが、こちらは普通交付税の措置がなく、また令和3年度の状況から借入れしないこととしたものであります。一般単独災害復旧債につきましては、庁舎外壁災害復旧でございますが、契約額確定により減額するものです。臨時財政対策債は、上段の補正前として記載の金額が通知がございましたら、このうち3,490万円につきましては、後年度で借入れできます予定額を令和3年度に前倒して借入れができるというものでございます。今借りるか、後で借りるかの選択が可能でしたので、3年度予算の状況から判断し、今回は借りない選択をしたものでございます。

続きまして、別冊の事項別明細書の3ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。1款1項1目個人につきましては、現在の収納を反映し、増額するものであります。同じく2目法人は約3,000万円の減額であります。2目固定資産税では、震災復興特区の減免等によりまして減額となっております。3項軽自動車税、次の4項町たばこ税は、それぞれ増額であります。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金及び11款1項地方特例交付金は、現在の見込みからそれぞれ減額と増額としております。

4ページでございます。

2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、新たに項を追加いたしまして、6,300万円を追加措置いたしております。なお、こちらにつきましては、コロナ禍による固定資産税及び都市計画税の減収につきまして、国の補填があるものでございます。

12款地方交付税につきましては、国から12月28日に普通交付税の追加交付がございまして、約1億1,000万円を追加するものであります。

14款1項2目教育費分担金は、日本スポーツ振興センターの分担金で、対象人数の確定により減額するものです。

15款1項使用料につきましては、5目土木使用料及び6目教育使用料がございしますが、これらはこれまでの実績及び今後の見込みによりまして、それぞれ減額するものでございます。

2項1目総務手数料につきましては、戸籍手数料などの見込みによりまして減額し、3目衛生手数料は5ページにかけまして説明がございしますが、登録手数料などの確定により減額するものであります。

5ページをお願いいたします。

16款1項1目民生費国庫負担金につきましては、1節及び4節の各負担金につきまして、それぞれ交付決定及び実績見込みによりまして増額するものでございます。

2項1目総務費国庫補助金の節から3節及び5節につきましては、事業実績見込みなどによる減額と追加であります。

2目民生費国庫補助金の2節及び5節は、事業実績見込みにより増額するものであります。

4目土木費国庫補助金の1節及び2節につきましては、悟溪寺橋修繕や町営住宅修繕の執行見込みで、それぞれ減額するものです。

5目消防費国庫補助金につきましては、木造戸建住宅耐震改修工事助成及び危険ブロック塀除去助成事業の実績見込みによる減額でございます。

6ページに入りまして、6目教育費国庫補助金の1節及び2節は、準要保護及び準要保護児童生徒援助費等の実績見込みによる増額であります。

6節は、授業環境高度化推進事業の追加があったものでございます。

7目特定防衛施設周辺整備調整交付金につきましては、事業の確定により追加するものでございます。

3項1目総務費委託金につきましては、外国人登録事務費の事業実績見込みによる減額であります。

17款1項2目民生費県負担金の1節及び4節は、事業実績見込みによる減額であります。

2項2目民生費県補助金1節及び3節さらに7ページの4節につきましては、事業実績見込みによる増額及び減額であります。

7ページをお願いいたします。

3目衛生費県補助金は、事業見込みによる減額であります。

4目農林水産業費県補助金は、各種事業の確定及び事業実績見込みによる減額です。

5目消防費県補助金は、事業実績見込みによる減額です。

6目教育費県補助金は、子どもの心のケアハウス事業の実績見込みによる減額です。

7目市町村振興総合補助金は、確定見込みによる減額でございます。

8目みやぎ環境交付金は鳥獣被害防止事業の確定見込みによる減額です。

9目災害復旧費県補助金は過年度の農地等災害復旧の確定による増額でございます。

10目商工費県補助金は、コロナ禍での感染防止協力金事業などにつきまして、実績確定により減額をいたしております。

3項1目総務費委託金の4節及び5節は事業費の確定による減額であります。

8ページに入りまして、2目土木費委託金は実績見込みによる増額であります。

18款1項1目財産貸付収入及び2目利子及び配当金につきましては、それぞれ実績見込みにより増額いたしております。

2目利子及び配当金は、各種基金の利子の増額及び減額でございます。

2項1目不動産売払収入は、吉田及び学園地区の土地の売払収入であります。

19款1項2目民生費寄附金及び3目教育費寄附金は、実績見込みによる増額と減額であります。

20款1項1目財産区特別会計繰入金は、コロナ禍により地域団体から補助金申請がなかったことによる減額でございます。

2項1目財政調整基金繰入金につきましては、3月補正の財源調整による減額でございます。

4目ふるさと応援基金繰入金は、充当事業費の確定によりまして減額するものでございます。

9ページをお願いいたします。

5目森林環境譲与税基金繰入金は、事業の実績見込みによる減額でございます。

22款3項1目民生費貸付金元利収入は、東日本大震災の災害援護資金の償還金について増額するものでございます。

5項1目納付金は、コロナで給食が休止となったことによる減額です。

2目場外車券売場交付金は、実績見込みによる減額。

3目雑入は、それぞれの事業等で実績及び実績見込みにより増額するものであります。

23款1項1目民生費から、10ページの5目臨時財政対策債につきましては、先ほど議案書の44ページでご説明いたしました第4表地方債補正と同じでございますので、説明は割愛させていただきます。

歳入は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは引き続き、事項別明細書11ページをお願いします。

歳出でございます。

1款1項1目議会費でございます。

4節は、共済組合負担金の実績見込みにより増額でございます。

8節は、中止となりました県外視察研修、全国広報研修会などの費用弁償、職員の随行旅費の精算見込みにより、減額するものでございます。

9節は、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴いまして、各団体の総会等の案内が減少したことによりまして今後の見込みを踏まえまして、減額するものでございます。

10節は、中止となりました県外視察研修時の視察先への土産代、同じく中止となりました議場コンサート出演者への昼食代、議会広報紙の印刷費確定によりまして減額いたすものでございます。

11節は、議会広報紙配布に要します通信運搬費の執行見込みにより、減額いたすものでございます。

12節は、中止となりました議場コンサートの楽器運送業務及び議会専用車運転業務の執行見込みによります減額でございます。

13節は、議員研修時のマイクロバス借上げ料の執行額及び有料道路通行料の執行見込みによります減額でございます。

18節は、全国正副議長研修会及び全国議長大会が中止となりましたので、その際の参加負担金の未執行額を減額いたすものでございます。

なお、以下の各款項目の2節、3節、4節の人件費関係につきましては、給料及び各手当の執行見込み、共済費の実績の見込みなどにより調整するものでございますので、説明を省略させていただきたいものでございます。

次に、2款総務費1項1目一般管理費でございます。

12ページをお願いします。

7節につきましては、行政区長への謝金等の実績見込みによります減額でございます。

8節につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、全国町村長会議等の東京出張の減、職員の研修派遣のほとんどが見送り、宿泊ではなく通所での受講となったものが多く、それぞれ減額するものでございます。

10節は、区長会議を、3密を防ぐためまほろばホールでの開催としたため、お茶代が不要となったものでございます。

12節は、職員研修の外部講師の派遣の実績見込みと、人間ドック等の職員の健康診断委託業務の実績見込みによります減額でございます。

18節は、8節にも関連いたします職員研修に係る負担金、そして黒川地域行政事務組合の管理運営費の確定に伴います減額でございます。

続きまして、2目文書広報費でございます。

3節は、宮城ふるさとCM大賞への応募作品作成に係ります職員の時間外勤務手当の確定による減額でございます。

7節は、広報記事作成謝礼の未執行額を減額するもの。

8節は、東京で開催される予定でした広報セミナー未参加によります減額です。

10節は、広報たいわに関する印刷製本の実績見込みによる減額でございます。

12節は、シンボルタワーの除草業務の確定、18節は、宮城ふるさとCM大賞収録時の駐車場代、18節は、日本広報協会会費のそれぞれ、額確定によります減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

続きまして、3目財産管理費でございます。

12節委託金につきましては、統一的な基準による財務書類作成及び固定資産台帳更新業務につきましては、契約額の確定により減額いたすものであります。

24節につきましては、財政調整基金につきましては基金利子を増額し、まちづくり

基金積立金は将来の市街地整備のため、1億円を積み立てるものでございます。

13ページでございます。

5目財産管理費につきましては、吉田コミュニティセンター、南部コミュニティセンター及び庁舎管理費につきまして、実績見込みにより減額するものでございます。

10節でございます。こちらは消耗品及び印刷製本費につきまして、事務用品や施設使用許可申請書等の印刷代金を精査いたしまして、今後必要になる分を残し、減額いたすものでございます。

11節は、吉田コミュニティセンターの公衆電話が8月から廃止となり、その通信運搬費4万1,000円の減額と、役場庁舎の電話料がコロナでの電話対応が多くなったことなどによりまして30万円を追加し、合わせて25万9,000円の増額であります。なお、吉田コミュニティセンターの電話につきましては、電話対応が必要となった場合につきましては、事務員にお声がけをしていただければ事務室の電話をお貸しすることで、不便がないように対応いたしております。

12節につきましては、吉田コミセンの防犯カメラ保守点検業務の入札剰余金及び吉田コミュニティセンターの除雪費の今後の見込みを立てまして、減額するものでございます。

13節は、役場庁舎のLED照明灯への更新及び議会議場システムの機器賃貸借の入札剰余金などを減額し、テレビ聴取料を実績により減額するものであります。

24節は基金利子を追加するものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課長補佐早坂 基君。

まちづくり政策課課長補佐（早坂 基君）

ご説明の前にですが、まちづくり政策課から1点ご報告がございます。

本来であれば、まちづくり政策課課長の江本が本定例会に出席をする予定ではございましたが、体調不良によりまして本定例会欠席となりました。復調するまでの間、私、課長補佐の早坂が代理出席となりますので、ご承知いただければと思います。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして6目企画費をご説明いたします。

初めに、1節につきましては、総合計画審議会委員報酬額の確定見込みによる減額

でございます。

3節につきましては、米軍実弾射撃移転訓練等対策及び総合計画策定事務に要します時間外勤務手当の実績見込みによります減額。

7節は、地域公共交通会議委員謝礼及び総合計画策定懇談会委員謝礼の開催実績見込みによります減額でございます。

8節につきましては、総合計画審議会委員の費用弁償額の確定見込みのほか、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、にぎわい創出事業先進地視察及び東京で開催を予定しておりました移住フェアがオンライン開催となったことによります減額でございます。

10節は、にぎわい創出事業先進地視察時及び米軍実弾射撃移転訓練時の車両の燃料代、総合計画審議会等開催時のお茶代のほか、総合計画等印刷製本費の実績見込みによります減額。

11節は、移住フェアのオンライン開催に伴います備品運搬費の減額のほか、にぎわい創出事業のアンケート調査実績見込みによる減額でございます。

12節は、にぎわい創出事業検討業務及び総合計画等策定業務の確定見込みによる減額でございます。

13節は、8節と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、にぎわい創出事業視察時の車の借上げ、駐車場使用料等の減額であります。

14節は、テレビ共同受信用電線の共架電柱移転に伴います電線移設工事を計上しておりましたが、共架電柱の移転がなかったことによります減額でございます。

17節は、バス停留所標識3基の更新完了に伴います減額でございます。

18節負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によります防衛施設周辺整備事業関連各種協議会への会費納入免除による減額、補助金につきましては、まちづくり推進会の新規応募団体を見込んでおりましたが、申請がございませんでしたので、全額を減額するものでございます。また、高等学校通学費助成事業及び子育て世帯等移住定住応援事業実績見込みによる減額でございます。

24節につきましては、特定防衛施設周辺調整交付金の2次交付によります子供医療費助成事業に係る基金積立て及び利子分の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、7目電子計算費でございます。

11節は、ホームページ等のネットワーク通信契約費の確定見込みによりまして減額いたすものでございます。

12節は、電算機器保守費用の確定によりましての減額。

13節は、電算機器の機械借上料、ウイルス対策等のシステム利用料のそれぞれ契約額の確定による減額でございます。

よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく8目出張所費につきましては、8節職員の普通旅費、10節事務用品の消耗品代の減額をお願いするものです。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

同じく、9目交通安全対策費でございます。

7節につきましては、交通安全指導員の報償費確定見込みによる減額。

8節は、交通安全指導員の費用弁償確定見込みによる減額。

10節は、交通安全指導員装備品購入費等の確定見込みによる減額。

11節は、交通安全指導員の災害保険料の確定による減額。

18節は、アクセル踏み間違い防止装置等助成事業の確定見込みによる減額でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

10目無線放送施設管理費でございます。

11節は、同報系設備無線局検査手数料の追加をお願いするものでございます。

14節は、同報系設備に落雷がございまして、その復旧工事に要する費用の額確定による減額でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、11目女性行政推進事業費でございます。

1節及び8節につきましては、男女共同参画推進審議会の開催実績により減額をいたすものでございます。

続きまして、12目消費者行政推進事業費でございます。

8節は、消費生活相談員費用弁償の実績見込みにより減額いたすものでございます。

17節は、消費生活に関する苦情相談等の情報収集の全国消費生活情報ネットワーク用に使用いたしますパソコン購入に係る額確定により減額いたすものでございます。

次に、13目諸費のうち総務課所管分でございます。

7節は、中学生人権作文コンクール応募の実績、表彰関係の表彰者への記念品等の実績により減額いたすものでございます。

10節は、表彰式の際の受賞者の物品、式典用の看板、生花、茶菓子等の購入実績により減額いたすものでございます。

11節は、表彰式案内のはがき代の実績、全国町村会総合賠償補償保険の額確定により減額でございます。

12節は、婚活イベント企画の業務委託費確定によりましての減額。

13節は、同じくイベント時の会場使用料、バス借上げ料、高速料金を減額いたすものでございます。

14節は、防犯カメラ設置工事費の実績確定により減額いたすものでございます。

続きまして16ページでございますが、18節負担金につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で事業実施できなかったことによりまして黒川地区犯罪者予防更正協会、黒川地区後継者対策推進協議会の負担金が減額されたことによるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、財政課所管分をご説明させていただきます。

16ページの18節であります。4行目の補助金でありまして落合地区老人クラブ連合会ですが、コロナ禍による事業中止等によりまして、令和2年度までの繰越金が多くなっておりましたことから、令和3年度の補助金申請はしないことになりましたので、減額をいたすものでございます。

よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく、諸費町民生活課所管分、自衛官募集費になります。

8節旅費につきましては、新型コロナウイルス感染症予防対策等により研修会が中止になったことにより、職員の旅費の減額をお願いするものです。

よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

税務課長小野政則君。

税務課長兼徴収対策室長 （小野政則君）

続きまして、2項1目税務総務費でございます。

10節、13節につきましては、固定資産評価審査委員会研修会に関する経費になりまして、オンラインでの開催となったことから、研修資料代、有料道路使用料、駐車使用料の減額をお願いするものでございます。

次に、2目賦課徴収費でございます。

2節、3節につきましては、会計年度任用職員の給料、通勤手当について支払額確定見込みによります減額をお願いするものでございます。

7節につきましては、納税貯蓄組合報償金について、支払額確定見込みによります

減額をお願いするものです。

8節につきましては、納税貯蓄組合総会の職員旅費につきまして、総会が書面での総会となったことから、減額をお願いするものでございます。

10節につきましては、納税表彰式のお茶代について、表彰式を開催しなかったもので減額をするものです。あわせて、納付書等の印刷製本費につきまして減額をお願いするものでございます。

12節につきましては、固定資産評価替え委託業務について、支払額の確定によります減額をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく、3項1目戸籍住民基本台帳費になります。

17ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費につきましては、主にマイナンバー推進業務及びコンビニ交付に係る減額であります。

10節は、事務用品の減額。

11節は、通知等に係る切手はがき代、マイナアシストにかかる通信料、コンビニ交付に係ります手数料の減額を。

12節は、マイナンバー制度連携対応業務や、コンビニ交付に係る業務委託やシステム保守に係る契約の実績見合いによる減額。

18節は、個人番号カード関連事務委託交付金の実績見込みにより減額補正をするものでございます。これは国の交付予算額が変更になることに伴っての補正となります。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長 （千葉正義君）

続きまして、4項選挙費3目衆議院議員選挙執行費でございます。第49回衆議院議

員総選挙は、選挙執行日がぎりぎりまで決まりませんでしたでしたが、令和3年10月31日、宮城県知事選挙と同日選挙となったところでございます。

1節から13節までは、同日選挙となったことによりまして経費につきましては重複する部分が非常に多く、単独選挙より少額での執行となりました。そういう部分もございまして、不用額を減額いたすものでございます。

続きまして、18ページ。

4目県知事選挙執行費につきましても、衆議院総選挙と同様の理由によりまして、1節から13節までの不用額につきまして、減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

まちづくり政策課課長補佐早坂 基君。

まちづくり政策課課長補佐（早坂 基君）

続きまして、19ページをお願いいたします。

5項1目統計調査費でございます。こちらにつきましては、歳入でもご説明いたしました県委託金の減額によります財源の組替えのほか、1節につきましては、統計調査員報酬の実績見込みによります減額でございます。令和4年度以降の工業統計調査の中止が、総務大臣により承認されましたことによる減額を、また統計調査員確保対策事業及び経済センサス活動調査費交付金の確定に伴います財源の組替えでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

続きまして、6項1目監査委員費でございます。

1節及び8節は、監査委員の監査等の出席報酬及び費用弁償。さらには、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となりました全国研修会及び宮城黒川地方町村監査委員協議会の視察研修会等の費用弁償、職員の随行普通旅費につきまして、減額いたすものでございます。

18節は、事業中止等に伴いまして、宮城黒川地方監査委員協議会の負担金を減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、3款1項1目社会福祉総務費でございます。

総務費の7節につきましては、地域福祉計画推進協議会の開催実績見込みにより減額するものでございます。

8節は、講師の費用弁償、任用職員の通勤手当を減額するものでございます。

12節はセラピー広場の管理業務実績及び広場樹木の害虫駆除が発生しなかったために減額するものでございます。

18節は、社会福祉協議会職員の変更並びに新型コロナ禍によります事業縮小によりまして、職員人件費相当分の額が減額するものでございます。

20ページをお願いいたします。

町民生児童委員協議会運営の精算分。町遺族会につきましても、新型コロナ化の影響による活動中止のため申請がなかったもので、減額するものでございます。

27節は、保険財政運営支援事業並びに保険基盤安定制度事業に係ります医療費等の見込みに伴い、国民健康保険税勘定科目特別会計の繰り出しを減額するものでございます。

続きまして、2目老人福祉費につきまして。

10節は、敬老事業に関わります消耗品費の実績見込みにより減額するものでございます。

19節は、介護用品購入費助成事業費、紙おむつ購入助成券の実績見込みによる減額するものでございます。

27節は、介護保険事業勘定特別会計の介護給付費、人件費、地域支援事業費に関わります繰出金を減額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

続きまして4目障害福祉費でございます。

7節は、講習会の講師、巡回支援専門員などに関わります謝金等の確定見込みにより減額でございます。

11節でございます。成年後見制度利用事業に係ります手数料について、制度利用の見込みがないことから、減額をいたすものです。

12節でございます。訪問入浴サービス、移動支援事業利用実績見込みにより減額をいたすものです。

18節は、障害者自立支援審査会に係ります黒川地域行政事務組合負担金の確定。補助金につきましては、コロナ禍により活動を休止していたことから、身体障害者福祉協会、自発的活動支援団体への補助金支出を行わなかったことによります減額でございます。

19節は、福祉タクシー助成費について、実績見込みにより減額をいたすものでございます。

よろしくお願いたします。

議長（高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長（蜂谷祐士君）

5目ひだまりの丘管理費でございます。

10節は、新型コロナ禍による浴場の中止をしております、重油の燃料費、電気料金並びに下水道、水道料金の光熱費を、それぞれ実績見込みで減額するものでございます。

12節は、お風呂を中止していることから、施設管理業務の変更が生じたもので、その実績により減額をするものでございます。

14節は、施設周辺の福祉道路案内看板の撤去工事に係ります実績により減額するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議 長 (高平聡雄君)

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

同じく、6目後期高齢者福祉総務費でございます。

21ページをお願いいたします。

後期高齢者医療特別会計人件費、保険基盤安定負担金分、事務費分での繰出金を減額するものでございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 (遠藤眞起子君)

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。

子育て支援課所管分につきまして、ご説明をさせていただきます。1節、2節は、虐待対応で子供家庭相談員の会計年度任用職員の採用に応募がなく、予定月から雇用できず、減額するものでございます。

3節は、時間外勤務手当、虐待対応、国の施策によります保育士等处遇改善事業を担当する職員の手当をお願いするものでございます。

10節は、児童遊園の小破修繕等の額確定により減額するものでございます。

14節は、児童スポーツ広場フェンス工事の契約先について減額をするものでございます。

18節は、私立幼稚園教育振興補助金の実績確定、保育対策総合支援事業費補助金の確定によりまして減額をするものでございます。

22ページをお願いいたします。

保育士、放課後児童支援員等处遇改善臨時特例給付事業は、昨年閣議決定されましたコロナ克服新時代開拓の経済対策による国の施策で、令和4年2月から9月までの保育士等の収入を3%程度引き上げるため、事業者へ補助金を交付するもので、2月から3月分につきまして本補正でお願いするものでございます。

19節は、あんしん子育て医療費について実績見込みにより増額を、未熟児養育医療費は、実績見込みで減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

同じく、町民生活課所管分、心身障害者医療費分についてご説明いたします。

21ページにお戻りください。

11節役務費につきましては、心身障害者医療費助成に係る通知代等の通信運搬費の減額。

12節につきましては、医療費助成システムサーバー更新に係る業務委託の契約実績見合いの減額になります。

22ページをお願いいたします。

19節につきましては、心身障害者医療費の実績見込みにより減額を行うものです。

同じく、2目児童措置費11節につきましては、通知代に係ります通信運搬費の減額になります。

19節につきましては、第3子出産祝い金、小学校入学祝い金、中学校入学祝い金のそれぞれの祝い金の実績見込みによる減額であります。

以上になります。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長（遠藤眞起子君）

続きまして、3目母子福祉費でございます。

19節は、母子父子医療費の実績見込みにより増額をお願いするものでございます。

4目保育所費でございます。

8節は、パートタイム会計年度任用職員の通勤手当の実績見込みによりまして、減額をするものでございます。

11節は、もみじヶ丘保育所病後児保育事業の通信運搬費と、エアコンクリーニングの手数料等の実績見込みにより減額をするものでございます。

12節は、私立保育園運営費の実績見込みによる増額と、病後児保育事業の実績見込

みによる減額の差額分260万円の増額補正をお願いするものでございます。

14節は、もみじヶ丘保育所のエアコン交換工事の契約差金について減額をするものでございます。

18節は、子育てのための施設等利用給付費等の実績見込みによるものでございます。

23ページをお願いいたします。

5目児童館費でございます。

3節時間外勤務手当は、児童館業務の事務に当たる職員、児童館職員の手当をお願いするものでございます。

18節は、負担金につきましては、児童館連絡協議会の大会へ参加をしなかったものでございます。補助金につきましては、児童館母親クラブで、1団体がコロナ禍によりまして活動されないと申請があったもの、放課後児童支援員の処遇改善補助事業におきまして、実績見込みで減額をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

続きまして、4款1項1目保健衛生費でございます。

24ページをお願いいたします。

1節でございます。母子保健推進事業及び健康づくり推進事業に係ります会計年度任用職員の勤務実績見込みによります減額でございます。

7節でございます。健康づくり推進協議会、健康たいわ21プラン推進委員会及び研修会の開催実績並びに健診時などにおけます医師、保健師及び看護師の報償金実績見込みによります減額の補正。賞賜金は、出産祝い品贈呈事業の絵本購入実績によります減額でございます。

8節でございます。会計年度任用職員の勤務実績見込みによります減額でございます。

12節につきましては、妊婦及び乳児一般健康診査などの委託料の実績見込みによる減額でございます。

13節でございます。食生活改善推進員移動研修の中止によります車借上げ料の減額及び各種事業での有料道路通行料、駐車場使用料の実績見込みによります減額であり

ます。

17節につきましては、妊産婦新生児訪問用の携帯電話購入実績によります減額による減額でございます。

18節でございます。黒川地域行政事務組合病院事業負担金及び聴覚検査機器保守修繕費負担金の確定によります減額でございます。

19節につきましては、里帰り等妊婦健診及び里帰り等産婦健診について実績見込みにより減額をいたすものでございます。

27節につきましては、水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への繰出金の実績見込みによります減額補正でございます。

続きまして、2目予防費でございます。

25ページになります。お願いいたします。

1節につきましては、会計年度任用職員の勤務実績見込みによりまして減額を行うものでございます。

7節につきましては、地区健康づくり出前講座、健康づくりモデル事業について、コロナ禍での事業中止、縮小などにより減額をいたすものでございます。

8節につきましては、会計年度任用職員の勤務実績見込みによります減額でございます。

12節につきましては、BCG、乳幼児定期個別接種、風疹抗体検査及び予防接種、高齢者肺炎球菌の各種予防接種の実績の見込み、さらに基本健康診査、大腸がん、胃がん及び肺がんの検診終了、合わせて実績の見込みによります減額を行うものでございます。

19節につきましては、里帰り予防接種費、医療用ウィッグ、乳房補正具費及び子供インフルエンザ予防接種費の実績見込みにより減額をいたすものでございます。

22節につきましては、令和2年度感染症予防事業費等国庫負担金の精算によります償還金の補正を増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

同じく、3目環境衛生費になります。

8節につきましては、町環境衛生組合連合会関係研修会が中止になったことに伴い、旅費の減額になります。

10節は、防疫薬剤購入費及び軽トラックの燃料費や、防疫薬剤散布機の点検修繕料の実績による減額をするものでございます。

11節につきましては、通信運搬費の減額でございます。

12節は、不法投棄撤去作業等の所要経費の見込額による減額。水質検査、狂犬病予防集合注射などの業務委託金が確定したことにより、減額補正をするものでございます。

26ページをお願いいたします。

2項1目廃棄物処理費になります。

7節は、資源回収奨励金の確定による減額でございます。

10節は、クリーンステーションの修繕料の実績見込みによる減額です。

11節は、クリーンステーションの蜂の巣駆除に係る手数料の減額です。

12節は、動物死骸回収に係る業務委託料の実績見込みによる減額。

18節は、黒川地域行政事務組合への負担金の減額、地区のクリーンステーション整備費補助金の実績見込みによる減額補正でございます。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長兼農業委員会事務局長遠藤秀一君。

農林振興課長兼農業委員会事務局長（遠藤秀一君）

続きまして、5款1項1目農業委員会費でございます。

8節及び13節は、コロナ禍により中止となりました農業委員及び農地最適化推進委員等の研修旅費及び視察研修の際のバス借上げ料並びに高速道路通行料を減額するものでございます。

18節につきましては、活動が低調となりました仙台地方農業委員会連合会負担金及び町認定農業者連絡会の補助金を減額するものでございます。

次に、2目農業総務費でございます。

27ページをお願いいたします。

農林振興課分といたしましては、7節JA新みやぎ、みやぎあさひな祭りが中止となったため、農産物品評会商品代を減額するものでございます。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、財政課分でございます。

10節でございますが、町民研修センターの電気及び上下水道料金を実績見込みで減額いたし、また14節につきましては、町民研修センター駐車場のLED照明設置工事の入札剰余金を減額するものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 （遠藤秀一君）

3目農業振興費でございます。

8節は、コロナ禍によりまして、認定農業者等の先進視察研修会を中止したことによります研修旅費の減額。

10節は、産業まつり中止による消耗品費の減額を行うもの。

18節負担金は、黒川地域担い手育成協議会の負担金の減額でございます。補助金は、JA新みやぎと連携して、農家支援を行っております曲がりネギ産地育成、産地産直リースハウス事業、農林業制度資金利子補給事業等の事業費の確定によります減額、たいわ産業まつりの中止によります補助金の減額、個人農家が設置いたします有害鳥獣防止柵等の助成の実績見合いによる減額でございます。

5目農地費でございます。

8節は職員の農業土木研修旅費を減額するものでございます。

12節につきましては、鶴巣北目地区の東北道路沿いの農道側溝土砂撤去の契約差金を減額するものでございます。

13節は、有料道路通行料を減額するもの。

14節は、宮床高山8号線の舗装工事等の契約差金を減額するものでございます。

24ページをお願いいたします。

18節の負担金につきましては、県営事業で行っております八志田堰水路改修事業の

入札差金の負担金精算に伴う減額でございます。補助金は、大和町土地改良区が維持管理しております町内4か所の排水機場の光熱水費助成による確定見込みによる補助金の減額でございます。

27節は、農業集落排水事業特別会計との会計間の繰出額の確定見込みによる減額をお願いするものでございます。

6目水田農業対策費の7節は、転作確認等の現地確認経費を減額するもの。

8節及び13節につきましては、水田農業施設研修参加者旅費及びバス借上げ料の減額をお願いするものでございます。

18節につきましては、主食用米の農家支援費、コロナ禍により米価下落に対する農家支援10アール当たり5,000円の農家支援の事業確定に伴います減額でございます。環境保全型農業直接支払交付金につきましては、本年度より国の補助事業を活用しいたしまして、あさひな郷の有機米への助成でございますが、事業費の確定によります減額でございます。水田農業構造改革対策費は、町水田協議会を通しましてあさひな郷の有機へ助成を行っておりましたが、ただいま申し上げました国の環境保全直接支払交付金を活用することにより、水田協への助成金見合い分を減額するものでございます。水田営農条件整備事業は、農業生産組合等の集団転作用機械の助成の事業費の確定による減額でございます。

次に、2項1目林業振興費でございます。

12節につきましては、林道橋補修実施設計、蛇石せせらぎの森森林維持管理及び松くい虫の伐倒駆除等業務の事業費確定による減額でございます。

14節は、林道滝ノ原蘭山線の舗装工事等の契約差金の減額でございます。

3項1目水産業費は、3節、10節、12節、29ページをお願いいたします。13節は豊かな海づくり大会関連伊達いわな祭りが中止となったことにより減額するものでございます。

18節は、町内12店舗で本年度上半期に実施しております伊達いわな取扱店支援事業を実施しておりますが、支援金の実績見合いによります減額をするものでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 （浅野義則君）

続きまして、6款商工費でございます。

1項2目商工振興費、7節は新型コロナウイルス感染症の影響により、企業と連絡懇話会が中止になったことによる講師謝金の減額を。

8節は、同じく、感染症の影響により企業訪問件数の減少によるもの、また東京、名古屋で開催を予定しておりました宮城県企業立地セミナーが中止になったことによる減額。

10節は、企業等連絡懇話会の中止により、食糧費の減額。

12節は、仙台北部中核工業団地内のり面除草業務等の額の確定による減額。

18節負担金は、町中小企業振興資金信用保証料補給費の実績見込みによる増額。補助金は、中小企業金融振興資金等利子補給の実績見込みより増額。店舗取得改修事業費並びに小規模事業者経営改善資金融資利子補給の補給金の実績見込みよりそれぞれ減額を。新型コロナウイルス関連事業でございます事業者に対しましての各種支援事業であります感染症拡大防止協力金。

恐れ入りますが、30ページをお開きください。

同じく、経済対策助成金。休業要請等関連事業者支援金につきましては、実績による減額をお願いするものでございます。

次に、3目観光費7節は、船形山登山道、七ツ森遊歩道等の倒木伐採作業の実績見込みにより減額。

8節は、静岡県島田市で開催予定でありました島田まげ祭りが中止になったことにより減額。

12節は、大和町七ツ森陶芸体験館長寿命化策定業務及び観光PRバスツアー等の額の確定により減額。

14節は、南川湖畔生産物直売所花野果広場排煙オペレーター装置交換工事、観光案内標識廃止修繕工事等の額の確定により減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。再開は午後2時10分とします。

午後 2時03分 休 憩

午後 2時14分 再 開

議長（高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長（亀谷 裕君）

事項別明細書30ページをお願いいたします。

7款土木費でございます。

1項1目土木総務費につきましては、1節窓口業務補助員としてパートタイム会計年度任用職員1名の報酬確定見込みによります減額補正でございます。

18節につきましては、宮城県国道協議会への負担金でございますが、コロナ禍による各種催事が中止、縮小化されたことによります免除決定をいただきましたことによります減額補正でございます。

続きまして、2項1目道路維持費でございます。

7節につきましては、除雪補助員の実績見込みによります減額補正でございます。

10節につきましては、街路灯光熱費の執行見込額、除雪消耗品及び印刷製本費、道路パトロール用公用車両消耗品費及び修繕料の確定見込みによります減額補正でございます。

12節につきましては、バスターミナル敷地内除草業務の実績見込みによります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、31ページをお願いいたします。

2目道路新設改良費でございます。

12節につきましては、国土交通省事業では舞野下草線地区不良区間道路改良物件補償調査及び用地測量業務及び橋梁定期点検、長寿命化修繕計画策定業務の確定見込みによります減額補正のほか、悟溪寺橋橋梁修繕施工管理業務費の調整に要します費用。防衛省事業では、雷神線ほか路線測量及び詳細設計業務の確定見込みによります減額補正を。単独事業では、保福寺線路線測量及び詳細設計業務の確定見込みに伴います減額補正をお願いするものでございます。

14節につきましては、国土交通省事業では小鶴沢線舗装改良工事及び仮称下草橋架設事業に関連します舞野下草線軟弱地盤対策工事費の確定見込みによります減額補正を、防衛省事業では町道深山線道路改良工事及び天皇寺地区ほか排水路整備工事の確定見込みによります減額補正でございます。

16節につきましては、1目舞野下草線地区不良区間道路改良事業に係ります土地購

入費の契約見込みに伴います減額補正でございます。

21節につきましては、同じく舞野下草線地区不良区間道路改良事業に係ります物件移転補償費の契約確定によります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目橋梁維持費でございます。

14節につきましては、若畑橋ほか橋梁修繕工事の実績見込みにによります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、4目交通安全施設整備事業費につきましては、財源の振替でございます。

3項1目河川費でございます。

7節につきましては、河川内支障木伐採等作業の実績見込みにによります減額補正をお願いするものでございます。

10節につきましては、オイルマット等河川対応消耗品の実績見込みにによります減額補正でございます。

16節につきましては、準用河川窪川護岸工事实施のため、土地購入を行う予定でございましたが、所有者様より寄附をいただきましたので、土地購入費につきまして減額補正をお願いするものでございます。

32ページをお願いいたします。

4項1目都市計画総務費でございます。

12節につきましては、都市計画マスタープラン策定業務及び吉岡西部土地区画整理事業、防災調整池排水路等設計業務の実績見込みにによります減額補正でございます。

続きまして、2目下水道費でございます。

27節につきましては、下水道事業特別会計の繰出金で事業の実績見込みにによります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、3目公園費でございます。

12節につきましては、公園清掃管理業務、吉岡南中央公園ほか26公園の遊具点検業務、支障木伐採、樹木剪定業務等の実績見込みにによります減額補正でございます。

14節につきましては、城内大堤公園展望台等塗装塗り替え工事、西下蔵公園遊具撤去工事等の完成に伴います減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、5目街路事業費でございます。

12節につきましては、都市計画道路吉田落合線4車線化改良工事に伴います用地測量業務及び分筆登記業務の実績見込みにに伴います減額補正でございます。

18節につきましては、宮城県で実施しております都市計画道路北四番丁大衡線の都

市計画街路事業に係ります費用の令和3年度分負担金確定によります減額補正でございます。

続きまして、5項1目住宅管理費でございます。

7節につきましては、子育て支援住宅草刈り等作業の実績見込みに伴います減額補正でございます。

10節につきましては、子育て支援住宅鶴巣地区公園水道料金、落合地区照明等電気料金の実績見込みに伴います減額補正でございます。

33ページをお願いいたします。

12節につきましては、町営住宅給水施設保守点検業務、西原住宅等遊具施設点検業務等のほか、国土交通省事業では西原第1住宅1号棟給排水設備等更新工事設計業務、子育て支援住宅では除草等業務の実績見込みに伴います全体額の調整によります減額補正をお願いするものでございます。

13節につきましては、子育て支援住宅鶴巣地区、吉田地区の共同受信施設使用料の実績見込みに伴います減額補正でございます。

14節につきましては、木造住宅解体工事、蔵下住宅1号棟屋上ドレン管修繕工事等のほか、国土交通省事業では蔵下住宅2号棟外壁等改修工事等の完成見込みに伴います全体額の調整によります減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、2目子育て支援住宅建設費でございます。

11節につきましては、令和4年度に宮床地区4棟4戸、吉田地区に2棟2戸の住宅を建築する予定としており、今回、実施設計を行う予定としておりますことから、それに係ります建築確認申請手数料に要します費用についてお願いするものでございます。

12節につきましては、宮床、吉田地区子育て支援住宅の建築工事施工管理業務、吉田地区の建築実施設計業務の実績見込みに伴います減額補正のほか、令和4年度に建築予定としております宮床地区4棟4戸、吉田地区2棟2戸の建築実施設計業務に要します費用に伴います全体額の調整によります補正をお願いするものでございます。

14節につきましては、宮床地区、吉田地区子育て支援住宅建築工事の実績見込みによります減額補正でございます。

16節につきましては、宮床地区、吉田地区の水道加入金の実績見込みに伴います減額補正でございます。

18節につきましては、宮床地区子育て支援住宅につきまして、農業集落排水分担金の減免に伴います減額補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

総務課危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、8款1項1目常備消防費でございます。

18節は、黒川地域行政事務組合の負担金の確定による減額でございます。

次に、8款1項2目非常備消防費につきましては、非常備消防団活動、県消防操法大会に要する経費でございます。

1節は、消防団員の報酬確定見込みによる減額。

8節は、消防団員の費用弁償確定見込みによる減額。

10節は、消防団員の装備品やポンプ等の修繕料、訓練、火災時等の消防団に対する食糧費等の確定見込みによる減額でございます。

続きまして、34ページになります。

13節は、火災時の車借上げ等に要する費用の確定見込みによる減額。

18節は、消防団員福祉共済掛金の確定による減額でございます。

次に、8款1項3目消防施設費でございます。

14節は、地下式防火水槽において漏水箇所があったため、その修繕に要する費用の追加をお願いするもの。

18節は、無線従事者資格講習会の負担金の減額でございます。

次に、5目災害対策費です。

1節は、防災会議委員報酬の確定による減額。

7節は、自主防災組織研修会講師謝礼等に係る報償費の確定による減額。

8節は、防災会議委員への費用弁償の確定による減額。

10節は、各種会議に要する食糧費の確定による減額。

12節は、地域防災計画改定業務の業務委託料確定による減額。

18節につきましては、危険ブロック塀除去、木造住宅耐震診断改修工事助成事業に係る補助金確定見込みによる減額でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

続きまして、9款1項1目教育委員会費は、教育委員会運営費の補正でございます。

8節及び13節は、東北6県教育委員研修会中止による減額でございます。

35ページをお願いいたします。

18節は、東北6県市町村教育委員会連合会ほか1団体への額の確定による減額でございます。

次に、2目事務局費は、事務局運営費、教育委員、教育総務課所管の確かな学びプロジェクト事業、学校ICT環境整備事業、志まなび塾及び子どもの心のケアハウス事業に係る補正でございます。

3節及び4節は、会計年度任用職員の教育相談員及び子どもの心のケアハウスのケアハウス学びサポーターの実績見込みによる人件費の減額でございます。

7節は、コロナ禍による研修会中止等による講師謝礼の減額と、教育論文応募者の実績による賞賜金の総額でございます。

8節は、コロナ禍による志まなび塾事業の中止及び子どもの心のケアハウス事業等の実績見込みによる減額。

10節は、各事業の実績見込みによる減額でございます。

11節は、志まなび塾事業の中止及び子どもの心のケアハウス事業の実績見込みによる減額でございます。

36ページになります。

12節は、標準学力調査アイチェック及び土曜学習まほろば塾の実績見込みによる減額でございます。

13節は、志まなび塾事業の中止及び学校ICT環境整備事業として、モバイルWi-Fiレンタル業務、小中学校教職員用コンピューター等賃貸借、タブレットドリル賃貸借などの契約実績による減額でございます。

18節は、県公立学校施設整備期成会の負担金の額の確定による減額。

24節は、吉岡小学校改築事業に要する費用として、学校校舎建設基金積立金の増額をお願いするものでございます。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、同じく事務局費、生涯学習課分でございます。

35ページをお願いいたします。

学び支援コーディネーター等配置事業費といたしまして、7節報償金につきまして、82万2,000円の減額のうち75万4,000円を、放課後自習教室、サマースクールでの学び支援員謝金の実績見込みにより減額いたすものでございます。

36ページをお願いいたします。

11節の保険料4万3,000円の減額のうち3万9,000円を、学び支援員の傷害保険の実績見込みにより減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長（文屋隆義君）

恐れ入ります。36ページになります。

次に、2項1目学校管理費は、小学校総務費の補正でございます。

7節は、民間教育サポーターの実績及びプール事業中止に伴う監視補助員の報償金の減額と、卒業生記念品代の実績による賞賜金の減額でございます。

8節は、プール授業中止に伴う監視補助員に係る費用弁償の減額でございます。

10節は、プール授業中止に伴う消毒薬品等消耗品費の減額と、小学校で使用する灯油代の高騰による燃料費の増額及び光熱水費の実績見込みによる減額でございます。

11節はプール授業中止に伴う水質検査手数料の減額。

12節は、児童、教職員の健康診断及び学校警備委託の契約実績による減額でございます。

13節は、陸上記録会等の中止に伴う車借上げ料の減額でございます。

18節は、日本スポーツ振興センター災害共済ほか2団体への額の確定による減額でございます。

次に、2目教育振興費は、小学校教育振興費「たいわっ子」芸術文化推進事業費の補正でございます。

37ページをお願いいたします。

1 節及び 8 節は、学習支援員及び図書支援の実績見込みによる減額でございます。

3 節及び 4 節は、会計年度任用職員の学習支援員及び図書支援の実績見込みによる減、人件費の減額でございます。

13 節は、修学旅行バス増便対応の実績及び「たいわっ子」芸術文化推進事業の中止による車借上げ料の減額。

19 節は、要保護及び準要保護児童援助費、特別支援教育就学奨励費の額の確定による減額でございます。

次に、3 目施設整備費は、小学校維持管理費の補正でございます。

11 節は、廃棄物手数料の額の確定による減額でございます。

次に、4 目小学校建設費は、吉岡小学校改築事業に係る補正でございます。

10 節は、改築検討委員会の開催実績による減額でございます。

12 節は、吉岡小学校改築実施設計及びアスベスト含入調査業務の契約実績による減額でございます。

次に 3 項 1 目学校管理費は、中学校総務費の補正でございます。

7 節は、体育館巡視員の実績見込みによる減額でございます。

10 節は、中学校で使用する灯油代の高騰による燃料費の実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

12 節は、スクールバス増便対応分の運行業務委託料の実績見込みによる減額。

13 節は、中総体の応援生徒不参加等に伴う車借上げ料及びテレビ聴取料の実績見込みによる減額でございます。

17 節は、学校用品の額の確定による減額でございます。

18 節は、日本スポーツ振興センター災害共済ほか 1 団体の負担金の額の確定による減額と、中総体全国大会等参加への補助金の額の確定による増額をお願いするものでございます。

38 ページになります。

次に、2 目教育振興費は、中学校教育振興費及び「たいわっ子」芸術文化推進事業費の補正でございます。

1 節及び 8 節は、学習支援員及び図書支援員の実績見込みによる減額でございます。

3 節及び 4 節は、会計年度任用職員の学習支援員及び図書支援の実績見込みによる人件費の減額でございます。

10 節は、中学校教師用指導書、教科書購入実績による減額。

13 節は、修学旅行バス増便対応の実績及び「たいわっ子」芸術文化推進事業の中止

による車借上げ料の減額。

19節は、要保護及び準要保護児童援助費、特別支援教育就学奨励費の額の確定による減額でございます。

次に、3目施設整備費は、中学校維持管理費の補正でございます。

11節は、廃棄物手数料の額の確定による減額でございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長（瀬戸正昭君）

続きまして、4項1目社会教育総務費でございます。

社会教育総務費につきましては、社会教育委員会の運営、家庭教育や青少年教育などの各種事業の経費につきまして、新型コロナウイルスにより事業を中止いたしました分も含めまして、実績見込みにより減額いたすものでございます。

1節につきましては、社会教育委員会の支払実績見込みにより減額いたすものでございます。

39ページをお願いいたします。

7節報償金につきましては、まほろば大学開校資金、家庭教育事業や、青少年教育事業など各事業におけます講師謝金、協働教育研修会講師謝金、放課後子供教室指導員等謝金などを、賞賜金につきましては、原阿佐緒賞入賞者副賞を、それぞれ実績、実績見込みにより減額いたすものでございます。

8節につきましては、社会教育委員の費用弁償、特別旅費につきましては家庭教育事業講師や短歌教室講師、原阿佐緒賞表彰式選考委員等の旅費につきまして、それぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。

10節消耗品につきましては、家庭教育事業や、放課後子供教室事業などに係ります消耗品代を、食糧費につきましては中止いたしました大和っ子未来塾など各事業参加者のお茶代、昼食代を、印刷製本費につきましては、まほろば大学開校式に係ります資料印刷、家庭教育啓発用チラシ印刷、原阿佐緒賞作品集印刷などを、それぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。

11節通信運搬費につきましては、放課後子ども教室参加者連絡用メールの通信費を、保険料につきましては、各事業の参加者に係ります傷害保険料を、それぞれ実績見込

みにより減額いたすものでございます。

13節車借上げ料につきましては、大和っ子未来塾でのバス借上げ料などを、施設使用料につきましても、大和っ子未来塾やジュニアリーダー研修会に係ります施設使用料をそれぞれ減額いたすものでございます。

18節につきましては、黒川地域行政事務組合の負担金、ジュニアリーダー育成研修会の参加負担金を、また補助金につきましては、町PTA連合会の補助金をそれぞれ実績見込みにより減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

それでは、引き続き39ページをご覧います。

2目公民館費でございます。

事業内訳は、公民館総務費から図書室運営費までとなっております。

7節であります。報償金は分館長研修の共同開催や地域交流の集いが、感染症拡大防止対策のため実施されなかったことによるものでございます。また、各事業での協力者による謝礼の減額でございます。

賞賜金は、成人式アトラクションの商品や文化祭出演の園児等への御礼、県大菊花展、書き初め大会入賞者への記念品の減額でございます。

10節であります。消耗品は各事業の実績見込みによる事務用品等の減額でございます。食糧費は、各事業の講師や協力者のお茶代と昼食代でございます。印刷製本費は、成人式の冊子によるものでございます。修繕料は、公用車の修繕による増額になります。

11節であります。各事業の通知用はがき、事務連絡用切手代の減額でございます。

12節であります。町民文化祭が感染症拡大防止対策のため実施されなかったことによる大ホールの音響、照明委託料の減額でございます。

13節であります。町婦人会等の移動研修も、同様の理由で実施されなかったことによるバス代の減額をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 (瀬戸正昭君)

続きまして、3目文化財保護費でございます。

1節につきましては、文化財保護委員会の実績見込み、文化財調査委員、事務補助員の会計年度任用職員の実績見込みにより減額いたすものでございます。

3節及び4節につきましても、会計年度任用職員に係ります期末手当、社会保険料を減額いたすものでございます。

7節につきましては、中止といたしました文化財めぐりの講師謝金等を、8節につきましては、文化財保護委員会の費用弁償を、会計年度任用職員通勤手当をそれぞれ実績見込みで減額いたすものでございます。

10節につきましては、文化財めぐりに係ります消耗品費、食糧費は参加者昼食代を、印刷製本費は写真プリント代を、それぞれ減額いたすものでございます。

11節につきましても文化財めぐりの傷害保険料を、13節につきましても文化財めぐりに係りますバス借上げ、有料道路通行料、施設入場料をそれぞれ減額いたすものでございます。

18節でございます全国民俗芸能保存振興市町村連盟負担金につきましては、新型コロナウイルスにより令和3年度は負担金なしとなりましたことから、減額いたすものでございます。補助金につきましては、文化財保存会9団体への補助を予定しておりましたが、7団体への補助金交付となりましたことから減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

公民館長村田晶子さん。

公民館長 (村田晶子君)

41ページをお開き願います。

4目まほろばホール管理費でございます。

4節であります、図書室パートタイム会計年度任用職員の社会保険料の増額でございます。

10節であります、構内看板設置の修繕を工事請負費で執行しており、減額するも

のでございます。

11節であります、座布団、椅子カバーのクリーニングの減額でございます。

12節まほろばホール駐車場の除雪業務に伴う増額でございます。

14節であります、施設内設備等の工事完了による執行額の確定見込みに伴う減額でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5目教育ふれあいセンター管理費でございます。

7節につきましては、体育館巡視員報償金を実績見込みで減額いたすものでございます。

18節につきましては、黒川防火管理協議会負担金、防火管理者講習会受講料の実績により減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

次に、6目森の学び舎活動費につきましては、財源の組替えでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、5項1目保健体育総務費でございます。

1節につきましては、スポーツ推進審議会、スポーツ推進員の実績見込みにより減額するものでございます。

8節費用弁償につきましては、スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員の実績見込み、特別旅費につきましてはスポーツ推進委員研修会東北大会が中止となったため、それぞれ減額いたすものでございます。

11節につきましても、審議会等通知のための郵便代を実績見込みにより減額いたすものでございます。

12節につきましては、大和町スポーツフェアの中止により業務委託料を減額いたすものでございます。

13節につきましては、中止となりました宮城ヘルシー大会参加者車借上げ、スポーツ推進委員東北大会の有料道路通行料をそれぞれ減額いたすものでございます。

14節につきましては、総合体育館トイレ洋式化工事、総合運動公園監視カメラ設置工事、ダイナヒルズ野球場区画線工事などの確定により減額いたすものでございます。

17節につきましては、ハンドボールのゴール、テニスコートの支柱、ネット等の備品購入の実績により減額いたすものでございます。

42ページをお願いいたします。

18節の負担金、大和富谷合同記念事業マラソン大会運営費につきましては、富谷市との合同開催を予定しておりましたセツ森ハーフマラソン大会が、令和3年度中止となりましたことから、当初計上いたしておりました負担金1,000万円のうち、それまでに発生した経費負担31万5,000円を除き、残りの額968万5,000円を減額いたすものでございます。体育施設指定管理減収分負担金につきましては、体育施設の指定管理におきまして、新型コロナウイルス感染症により施設の休館、利用制限が続き、指定管理者に減収が生じたことから、その一部を負担いたすものでございます。補正をお願いいたします金額は141万5,000円で、利用制限により1月単位で、ほぼ休館同様となりました昨年4月、5月の2か月での減収分を対象といたしております。金額の計算は、令和3年4月、5月の収入実績額を過去3年間の同時期の平均収入額から差し引き、収入での減収額を算出し、同様に利用制限に伴い支出額も減少しておりますことから、令和3年4月、5月の支出実績額を過去3年間の同時期の平均支出額から差し引き、支出減少額を算出、収入減少額から支出の減少額を差し引いた額141万5,000円を負担いたすものでございます。町スポーツ協会補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症により町民運動会が中止となりましたことから、運動会開催経費分の補助金を減額いたすものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

次に、4目学校給食センター費の補正でございます。

1節及び8節は、コロナ禍により、学校給食運営審議会を開催しなかったことによる委員報酬と費用弁償の減額でございます。

10節は、賄い材料費の高騰に伴い、実績見込みによる増額をお願いするものでございます。

11節は、各種検査手数料の実績見込みによる減額。

12節は、給食調理業務及び設備保守点検業務の実績見込みによる減額。

14節は、自動ドア修繕、真空遮断機、変圧器更新工事等の額の確定による減額でございます。

18節は、黒川地区栄養士会等の負担金の額の確定による減額でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長兼農業委員会事務局長 （遠藤秀一君）

次に、10款1項1目農業用施設災害復旧費の14節は、令和元年度の台風19号で被災しました鶴巣太田地区の雲の川橋の河川護岸などの復旧工事の契約変更に伴う増額でございます。

18節は、県営事業の災害復旧負担に対する精算に用するものをお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

財政課長菊地康弘君。

財政課長 （菊地康弘君）

続きまして、3項1目現年単独災害復旧費でございます。こちらは、財源内訳の調

整でありまして、役場庁舎外壁工事の契約額確定により、地方債を30万円減額するものでございます。

43ページをお願いいたします。

11款1項1目元金につきましては、財政融資資金の利率の変更と、災害援護資金の実績見込みなどから減額いたし、次の2目利子につきましては、額の確定により減額するものでございます。

一般会計につきましては、以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、議案書45ページをお願いいたします。

議案第14号 令和3年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）でございます。

令和3年度大和町の国民健康保険勘定特別会計補正予算第4号は次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540万7,000円を追加し、歳入歳出の歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億7,560万2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正額の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

事項別明細書、54ページをお開きください。

歳入でございます。

4款1項1目県支出金につきましては、保険給付費の増により普通交付金の増額をお願いするものでございます。

6款1項1目につきましては、1節は保険税軽減分及び保険者支援分を増額するものでございます。

2節は、人件費調整分でございます。

3節は、出産育児一時金等繰入金を減額するものでございます。

4節は、財政安定化支援事業分を増額補正するものでございます。

2項1目につきましては、財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

2目につきましては、貸付基金を減額したことにより、繰入れするものでございます。

55ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目1節及び8節は、保険証更新業務や特定健診受診票等の発送業務に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬及び通勤手当に係る旅費、研修会中止に伴う職員旅費の減額でございます。

12節は、レセプトの2次点検等に係る委託費の減額でございます。

13節は、システムの利用契約実績による減額でございます。

2款2項1目8節は、研修会中止による職員の普通旅費の減額でございます。

3項1目は、運営協議会の予定回数と実施回数の差分の報酬と費用弁償の減額です。

4項1目は、ジェネリック医薬品差額通知発送に係る通信費の減額です。

56ページをお願いいたします。

2款2項1目18節は、一般被保険者の高額療養費の増額により増額をお願いするものです。

4項1目及び2目につきましては、出産育児一時金の実績及び今後の支給見込みによる調整により減額するものでございます。

同じく、6項1目につきましては、現在まで該当者がなく、支給見込額を再積算したことにより減額するものでございます。

3款1項につきましては、財源調整をするものでございます。

57ページをお願いいたします。

5款1項1目につきましては、保健指導事業の実績見込みにより、会計年度任用職員に係る人件費等や、講師謝礼代、記念品代及び結果説明会等の業務委託費の減額を行うものであります。

2項1目特定健康診査等事業費につきましても、事業費確定見込みにより11節、12節をそれぞれ減額するものでございます。

6款1項1目財政調整基金積立金は、貸付金を減額した分を財政調整基金へ積立するものでございます。

7款1項につきましては、国保税の過年度還付に係るものであり、それぞれを増額するものであります。

以上になります。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、議案書47ページをお願いいたします。あわせて、別冊介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書第3号についてもご準備のほどお願いいたします。

議案書でございます。議案第15号 令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)でございます。

令和3年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正には、次に定めるところによるものでございます。歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,296万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,148万2,000円とするものでございます。

第2項といたしましては、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、48ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第22条といたしましては、債務負担行為の補正でございます。債務負担行為の追加をお願いするものでございまして、事項、期間、限度額につきましては49ページの第2表の債務負担行為補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の63ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費1節は現年度分の介護給付に関わる国保負担金を減額するものでございます。

同じく、2項1目調整交付金1節は現年度分の介護給付費に係ります調整交付金を減額するものでございます。

同じく、2目地域支援事業交付金1節につきましても、地域支援事業に係ります交付金を増額するものでございます。

4款1項1目介護給付費負担金1節は、現年分の介護給付費に係ります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を減額するものでございます。

同じく、2目地域支援事業支援交付金1節は、現年度分の地域支援事業支援に関わります社会保険診療報酬支払基金からの交付金を増額するものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金1節は、現年度分の介護給付費に関わります県負担金を減額するものでございます。

5款3項1目地域支援事業交付金1節は、現年度分の地域支援事業に関わります県補助金を増額するものでございます。

64ページをお願いいたします。

7款1項1目一般会計繰入金1節は、介護給付費に係ります町の法定負担12.5%分の減額とし、2節、4節は職員人件費及び地域支援事業費に係ります町の法定負担19.25%分、それぞれ増額するものでございます。

7款2項1目財政調整基金繰入金1節につきましては、介護特別会計実績見込みにより、財政調整基金の繰入れを減額するものでございます。

65ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の2節、3節、4節は人件費調整に係ります増額するものでございます。

10節はグループホームすずらんのお風呂部分の混合水栓の変更を予定しておりましたが、工事を行うための減額補正をするものでございます。

24節は、財政調整基金への積立金額を増額するものでございます。

1款3項1目認定調査等費の7節並びに8節は、介護認定調査員の報酬費並びに調査、交通費の費用弁償をそれぞれ増額するものでございます。

11節は、自動車損害保険料の職員以外同乗者適用分の実績により減額するものでございます。

18節は、介護保険認定審査会に係ります黒川地域行政事務組合負担金を減額するものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付等費及び2目施設介護サービス給付等費、66ページの3目居宅介護サービス計画等費、4目地域密着型介護サービス給付等費、それぞれの18節は、それぞれのサービス給付等に要する負担金でございまして、本年度の実績から試算し、見込みによりましてそれぞれ減額するものでございます。

2款2項1目高額介護サービス等費、同じく2目高額医療合算介護サービス費の18節は、個人負担分を超えられ、サービスを支払われた方々に対します戻金、負担金を減額するものでございます。

2款4項1目特定入所者介護サービス等費の18節は、要介護認定者で町外の施設に特定入所されている方々の、本年度実績から試算した見込額による減額するものでござ

います。

67ページをお願いいたします。

3款1項1目第1号被保険者還付加算金の22節は、介護保険料の減免による還付金を増額するものでございます。

4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費の18節は、介護予防の通所介護サービス費の実績見込みにより増額するものでございます。

同じく、2目介護予防ケアマネジメント事業費の18節は、介護予防のケアマネジメント費の実績見込みにより増額するものでございます。

4款3項3目包括圈的継続的ケアマネジメント支援事業費の2節、3節は人件費調整により増額及び追加するものでございます。

同じく、5目認知症総合支援事業費の10節は、高齢者用の印刷物を今年度、見送ったもので、減額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長 (菊地康弘君)

それでは続きまして、議案書の50ページをお願いいたします。

議案第16号 令和3年度大和町宮床財産区特別会計補正予算(第3号)でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ60万4,000円を減額いたしまして、予算の総額を913万2,000円とするものであります。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは別冊、事項別明細書の73ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1款1項2目利子及び配当金は、基金から生じた利子の実績により増額するものでございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額調整をいたすものです。

3款1項1目繰越金は、令和2年度からの実績により増額するものであります。

歳入は以上でございます。

74ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 管理会費 1 節は、管理会委員報酬を減額いたし、8 節はコロナ禍で視察研修中止による減額です。

9 節は、会長交際費を実績見込みによりまして減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目 一般管理費 10 節は、会議の回数増によりまして、食糧費を増額するものであります。

3 目 諸費は、3 つの財産区で構成いたします財産区連絡協議会が、コロナの影響で研修等を控えましたことから減額するものでございます。

宮床財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の52ページをお願いいたします。

議案第17号 令和3年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第2号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ196万9,000円を減額いたしまして、予算の総額を610万1,000円とするものであります。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは別冊事項別明細書の77ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 総務費 県補助金につきましては、事業の確定によりまして減額するものであります。

3 款 1 項 1 目 財産造成基金 繰入金は、歳入歳出見合いにより減額するものです。

5 款 1 項 1 目 森林研究整備機構 支出金につきましては、事業の確定により減額するものでございます。

歳入は以上でございます。

それでは、続きまして78ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 管理会費 8 節は、コロナ禍で視察研修中止による減額であります。

9 節は、会長交際費を実績見込みによりまして減額するものです。

2 款 1 項 2 目 財産管理費の12節及び14節は、吉田字檀ノ下直営地の除間伐業務及び作業道工事の事業費確定により減額するもの。

3目森林研究整備機構分収造林管理費12節は、除間伐及び裾枝払いの事業費確定による減額です。

4目諸費は、3つの財産区で構成いたします財産区連絡協議会が、コロナの影響で研修等を控えましたことから、減額するものでございます。

吉田財産区特別会計は以上でございます。

続きまして、議案書の54ページをお願いいたします。

議案第18号 令和3年度大和町落合財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ56万円を減額いたしまして、予算の総額を448万9,000円とするものであります。

第2項予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書80ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

2款1項1目財産造成基金繰入金は、歳入歳出見合いにより減額調整をいたすものであります。

3款1項1目繰越金は、令和2年度からの実績によりまして増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目管理会費8節は、コロナ禍で視察研修が中止となりましたことによる減額です。

9節は、会長交際費を実績見込みによりまして減額するものでございます。

2款1項3目諸費は、3つの財産区で構成する財産区連絡協議会が、コロナ禍の影響で研修等を控えましたことから減額するものでございます。

27節繰出金は、コロナ禍で事業等の中止により、地域団体が補助金の請求をしないこととなりましたので減額するものでございます。

落合財産区特別会計は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

続きまして、議案書56ページをお願いいたします。

議案第19号 令和3年度大和町奨学事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ765万円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは別冊、事項別明細書の82ページをお開き願います。

初めに歳入であります。

4款1項1目は、前年度からの繰越金でございます。

5款2項1目奨学費貸付金元利収入は、納入実績見込みにより現年度分の増額と、滞納繰越分の減額でございます。

次に、歳出であります。

1款1項1目事業費でございます。

20節は、貸付金の確定による減額でございます。

2目事務費でございます。

24節は、歳入補正額から歳出の1目事業費の補正額の差引き分を、奨学事業基金として積立てするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、議案書の58ページをお願いいたします。

議案第20号 令和3年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ472万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,385万7,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。

事項別明細書の84ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款 1 項 後期高齢者医療保険料につきましては、1 目、2 目とも増額をするものでございます。

3 款 1 項 1 目 事務費繰入金につきましては、人件費及び事務費を減額するものでございます。

2 款 保険基盤安定繰入金につきましては、額確定見込みにより減額するものでございます。

5 款 4 項 1 目につきましては、健診受託事業の額確定見込みにより減額するものでございます。

85ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1 款 1 項 1 目 一般管理費は、人件費の調整によるもの及び健診業務の委託料、データ管理等手数料を減額するものでございます。

2 款 1 項 1 目 後期高齢者医療広域連合納付金、18 節は県広域連合への納付金の実績見込みにより増額するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後 3 時 20 分とします。

午後 3 時 1 1 分 休 憩

午後 3 時 2 1 分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

大変申し訳ございません。

先ほど御説明させていただきました後期高齢者医療特別会計の説明の中で、歳出の説明の中で誤りがありましたので、おわびをいたしまして訂正させていただきたいと

思います。よろしく願いいたします。

歳出、すいません、事項別明細書85ページになります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金18節は、県広域連合への納付金の実績見込みによる増額と説明させていただきましたが、減額の誤りでございました。大変申し訳ございませんでした。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

3事業についてよろしく願いします。

続きまして、議案書60ページをお願いします。事項別明細書については88ページからとなります。

議案第21号 令和3年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

令和3年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出の予算補正で、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ225万8,000円減額し、それぞれ8億5,111万6,000円とするものであります。

2項としまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用できる経費は、第2表繰越明許費によるものであります。

第3条地方債の補正であります。

地方債の変更は、第3表の地方債補正によるものでございます。

62ページをお願いします。

第2表繰越明許費であります。

1款土木費2項下水道建設費の公共下水道整備に係るもので、昨年12月末に国より内示をいただきました公共下水道の汚水で、業務として管渠改修実施設計業務、工事については松坂蛭川マンホールポンプ場設備更新工事及び雨水のマンホール更新の工事等で、合計2,701万円をお願いするものであります。

63ページをお願いします。

第3表地方債補正であります。

変更になります。起債の目的は公共下水道事業で、污水管布設工事に伴うもので、補正前3,710万円を補正後3,020万円とするものであります。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

事項別明細書89ページをお願いします。

歳入であります。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目下水道事業負担金 3 節は、宮城県環境事業公社からの小鶴沢北目ルート維持管理負担金の額確定に伴う減額を。

3 款国庫支出金 1 項 1 目下水道基金国庫補助金 1 節は、昨年12月に内示をいただいたもので増額補正を。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金については、事業費等額確定見込みに伴うほか、流域下水道建設負担金の減に伴うものであります。

5 款繰越金 1 項 1 目繰越金については、令和 2 年度繰越金について全額充当するもの。

7 款町債 1 項 1 目下水道債の公共下水道債については、公共下水道工事の実績に伴う減額。流域下水道債についても、実績に伴う減額をお願いするものであります。

続きまして、90ページ、歳出になります。

1 款土木費 1 項 1 目一般管理費18節は、吉田川流域下水道維持管理負担金の減額に伴うもの。

26節は、消費税及び地方消費税の同じく減額補正であります。

2 項 1 目建設費、公共下水道補助事業、流域下水道建設負担金等であります。

12節につきましては、雨水のストックマネジメント事業策定、公共下水道污水管路調査等の実績に基づくほか、新たに公共下水道污水管の改築、更新、実施設計について内示をいただいたことから、増額を。

14節についても、マンホール浮上防止、マンホール分設備更新工事の実績に基づくほか、新たに松坂蛭川マンホールポンプ場の設備更新、公共下水道、雨水のマンホール更新工事について、増額となるものであります。

18節は、吉田川流域下水道建設負担金の実績に伴います減額補正であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書64ページをお願いします。

事項別明細書については、92ページ以降となります。

議案第22号 令和 3 年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）であります。

令和3年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59万1,000円減額し、それぞれ7,265万5,000円とするものでございます。

2項としまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

事項別明細書、93ページをお願いします。

歳入であります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては、実績見合いによります減額補正であります。

4款繰越金1項1目繰越金については、令和2年度決算における繰越額について金額充当するものであります。

続きまして、歳出であります。

1款農業集落排水事業1項1目一般管理費12節につきましては、宮床クリーンセンターの汚泥処理業務の実績見合いによります減額補正であります。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書66ページになります。

事項別明細書は94ページ以降となります。

議案第23号 令和3年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第3号）であります。

令和3年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額からそれぞれ993万6,000円を減額し、それぞれ5,452万7,000円とするものであります。

2項としまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条地方債の補正であります。地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

68ページをお願いします。

第2表地方債補正であります。補正前限度額600万円を200万円に減額するもので、本年度の浄化槽整備が3基となったため減額するものであります。起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりであります。

事項別明細書、95ページをお願いします。

歳入であります。

1 款分担金、負担金 1 項 1 目合併処理浄化槽事業分担金現年度分につきましては、実績見合いによります減額。

同じく、3 款国庫支出金 1 項 1 目合併処理浄化槽事業費国庫補助金につきましても、実績見合いによります減額補正をお願いするものであります。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金についても、実績等に伴います減額となるものでございます。

5 款繰越金 1 項 1 目繰越金については、令和 2 年度決算に伴います繰越額の全額を充当するものであります。

7 款町債 1 項 1 目合併処理浄化槽費につきましては、実績見合いに伴います減額補正をお願いするものであります。

続きまして、96ページ、歳出。

1 款合併処理浄化槽費 1 項 1 目一般管理費 4 節については、共済組合負担金の増額を。

10節につきましては、プロア等修繕の実績見込みに伴います減額。

12節についても、浄化槽保守、清掃等の実績見込みに伴います減額補正。

26節につきましても、実績見込みに伴います消費税及び地方消費税の減額補正をお願いするものであります。

2 項 1 目合併処理浄化槽建設費。

4 節については、共済組合負担金の増を。

14節につきましては、浄化槽工事实績見合いに伴います減額補正をお願いするものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書69ページになります。事項別明細書については、99ページ以降となります。

議案第24号 令和 3 年度大和町水道事業会計補正予算（第 5 号）であります。

第 1 条総則、令和 3 年度大和町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによるものであります。

第 2 条収益的収入及び支出で、予算第 3 条に定めました収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものであります。

収入になります。

1 款水道事業収益に5,754万6,000円を追加し、9億7,742万8,000円に、同じく営業外収益にも同額を追加し、合計を2億1,755万5,000円とするものであります。

続きまして、支出になります。

1 款水道事業費用に207万4,000円を追加し、9億1,777万円とし、1 項営業費用には207万3,000円を追加し、合計9億135万6,000円。

2 項営業外費用については、企業債償還利子確定見込みによります1,000円を追加し、合計1,641万4,000円とするものであります。

続きまして、第3条資本的収入及び支出であります。

予算第4条本文括弧書き中1億9,318万3,000円を、1億8,949万8,000円に。過年度分損益勘定留保資金についても同額に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入になります。

1 款資本的収入に368万5,000円を追加し、合計を1億6,537万6,000円とし、新たに3 項負担金として368万5,000円を追加するものであります。

続きまして、第4条議会の議決を経なければ流用することができない経費で、予算第7条に定めました経費の金額、職員給与費について4,341万1,000円と改めるものであります。

70ページになります。

第5条他会計からの補助金で、予算第8条中8,346万2,000円を8,348万6,000円と改めるものでございます。

事項別明細書、101ページをお願いします。

内訳書であります。

初めに、収益的収入及び支出の収入になります。

1 款水道事業収益1 項営業外収益の1 目他会計補助金、一般会計補助金については、留保水量見合い分、上水道高料金対策分、簡易水道債並びに簡易水道事業管理費、人件費の手当等であり、今回児童手当分として1名増に伴う増額であります。

3 目の開発負担金については、杜の丘北部土地区画整理事業等の開発負担金のほか、1 月末実績見合いでの増額補正であります。

102ページ、支出であります。

1 款水道事業費用1 項営業費用1 目浄配水費については、給料、手当、法定福利費、賞与引当金繰入金額とも、職員1名の減に伴うものであります。

受水費については、令和3年度当初想定しておりました335万7,000立方メートルを

342万立方メートルへ修正し、その不足額についてお願いするものであります。

2 項営業外費用 1 目支払利息については、額確定に伴います補正であります。

続きまして、103ページ、資本的収入及び支出の収入であります。

1 款資本的収入に、新たに 3 項負担金 1 項 1 目工事負担金を追加するものであります。現在、杜の丘北部土地区画整理事業の整備が進んでおります。その中で、現在の排水水圧が、指針に掲載されております0.74メガパスカルを超える計画となりますことから、その水圧を抑える施設減圧弁の設置等を予定するもので、区画整理組合からの工事負担金であります。

以上であります。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

それでは、議案書71ページをお願いいたします。

議案第25号について御説明申し上げます。

初めに、損害賠償請求訴訟の和解につきましては、先月22日開催の議会全員協議会においてご説明申し上げ、ご協議いただきました。本日、別に配付いたしました議案書により、ご説明を申し上げます。なお、別冊、第25号関係説明資料は、先月22日の議会全員協議会においてご説明申し上げました内容でございます。併せてご参照願います。それでは、議案書についてご説明申し上げます。

1 ページ、お願いいたします。

議案第25号 解決金の額を定め、和解することについてでございます。

令和2年9月29日、大和町と宮城県を被告として、仙台地方裁判所に提訴された国家賠償請求訴訟において、解決金の額を定め裁判上の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

記としまして、1、相手方、原告の住所と氏名は、記載のとおりでございます。

2、損害賠償請求の原因でございます。相手方、原告である大和町立中学校教員、以下、原告教員と言わせていただきます。教員は、平成23年9月13日、職員室において、同僚教員から胸ぐらをつかまれ頸椎捻挫の損傷を負った。校長及び教育長は、そのことに対し適切に対応しなかったことにより、原告教員は同年11月に鬱病と診断さ

れた。その後、休職を繰り返し平成28年9月に公務災害認定を受け、令和2年4月には、頸椎捻挫と精神疾患合わせて後遺障害等級9級の認定を受けた。同僚教員の上記の行為は、原告教員の精神疾患の原因となっている。また、校長及び教育長の行為は、原告教員の精神状態を悪化させるものであり、教員の健康状態を悪化させないという安全配慮義務に違反する行為である。

以上の理由から、国家賠償法に基づいて、上記3名の属する大和町及び費用負担者である宮城県に対して損害賠償を請求するため、本訴に及んだものでございます。

3、裁判所の和解条項案でございます。当事者双方の主張、立証、その他一切の事情を踏まえ、当裁判所は、次のとおりの和解案を提示しました。

(1) 被告らは、原告らに対し、連帯して本件解決金として、2,860万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告大和町は、原告らに対し、前項の金員を今後定める期限まで指定口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告大和町の負担とする。

(3) 被告大和町は、その設置、運営する学校に対して、学校内において職員間での暴力、障害または疾病等の事象が生じた場合には、適切な調査、報告及び共有を行うとともに、被災職員に対して公務災害申請に関する指導及び援助をし、被災職員が休暇を取得した場合の復職の際には、被災職員の心身の状態の把握に努め、職務に支障が生じる事項について、被災職員の求めに応じてほかの職員に周知するよう、あらかじめ指導する。

(4) 原告らは、被告らに対するその余の請求を放棄する。

(5) 原告らと被告らは、原告らと被告らとの間、被告大和町と被告宮城県との間には、本件に関し本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は各自の負担とする。

以上が、和解条項案でございます。

4、解決金の額及び和解の内容でございます。大和町は、原告らに対し、解決金として、2,860万円を支払い、大和町及び宮城県等原告らとの間、大和町と宮城県との間には、本件に関し何らの債権債務がないことを約するというものでございます。

第25号関係の、和解についての説明は以上となります。何とぞよろしく願い申し上げます。

議長 (高平聡雄君)

子育て支援課長遠藤眞起子さん。

子育て支援課長 （遠藤眞起子君）

議案書73ページをお願いいたします。

議案第26号 公の施設の広域利用についてでございます。

地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大和町病後児保育室を別紙協議書のとおり、富谷市、大郷町及び大衡村の住人の利用に供することについて、同条第3項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

提案の理由でございますが、公の施設の広域利用につきましては、大和町が設置する病後児保育施設の広域利用を図るため、黒川地域行政事務組合の構成市町村である富谷市、大郷町、大衡村と地方自治法第240条の3に基づく公の施設の利用についての協議を行い、協議実施市町村に在住する児童についても、令和4年4月1日から利用できるようにするものでございます。

現在、3市町村にもおきましても、今期開会中の定例会に上程し、議会の議決をお願いしているところでございます。何とぞご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、協議書の案につきましては、別紙といたしまして、74ページから75ページでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 （高平聡雄君）

都市建設課長 亀谷 裕君。

都市建設課長 （亀谷 裕君）

議案書76ページをお願いいたします。

議案27号 令和3年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）請負契約の変更についてでございます。

令和3年大和町議会8月随時会議におきまして、議案第51号により議決されました。令和3年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）の工事請負契約につきまして、次のとおり変更するものでございます。

記としまして、契約の金額1億1,407万円うち消費税1,037万円を、1億3,405万2,600円うち消費税1,218万6,600円とするものでございます。

詳細につきましては、別冊の議案第27号関係資料でご説明させていただきますので、ご準備のほどよろしくお願いたします。

まず、1ページをお開き願います。

1、現契約の内容についてでございます。

①工事名は、橋梁補2号令和3年度橋梁補修工事（悟溪寺橋）。

②施工場所は、大和町落合檜和田字川前1番地内ほかでございます。

③請負代金額は、1億1,407万円。消費税を除いた金額は、1億370万円でございます。

④、契約相手方は、仙台市宮城野区新田1丁目16番14号、株式会社エス・ケイ・ディ仙台支店でございます。

⑤契約締結年月日は令和3年8月12日。

⑥完成期日は令和4年3月31日でございます。

⑦工事概要でございますが、工事概要につきましては記載の工事につきまして、施工するものとしてございます。

2、変更の理由でございます。本工事につきましては、橋梁点検により補修が必要と判定されたため、補修工事を実施しているものでございます。橋面舗装版撤去後に、既設の床版、橋を通行する床の部分でございますが、その状態を確認したところ床版が損傷しており、その範囲が当初の想定より広範囲だったため、補修範囲を広げて修復し、床版補修を行うものであります。なお、当該路線は、鶴巣地区と落合地区をつなぐ重要な路線でありますことから、作業時間は通行止めとして施行しておりますが、床版修復につきましては、短時間で硬化可能なコンクリート材これはジェットコンクリートのものですが、それにて修復し、硬化後についてはその都度、通行開放しているものでございます。

次に3、変更の内容でございます。床版補修工、床版補修修復範囲の増により、コンクリート打設量ジェット2.4立米から10.4立米へ変更するものでございます。

4、変更契約の内容でございます。

①変更請負代金額は、1億3,405万2,600円。消費税を除いた金額は、1億2,186万6,000円に。

②当初請負代金額に対する比較は、1,998万2,600円の増額。消費税を除いた金額は、1,816万6,000円の増額となるものでございます。

③変更仮契約の締結につきましては、令和4年2月22日に締結し、④完成期日は令和4年3月31日でございます。

資料の2ページをお願いいたします。

こちらの図面につきましては、施工場所の位置図でございます。

3ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、補修一般図でございまして、図面から赤い部分でございますが、この部分につきましてはが工事箇所となっているものでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページにつきましては、床版補修確認結果により、変更部分につきまして赤色書きで記載しております。図面上段が当初計画、下段が変更計画をお示しいたしておりますものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、3月2日の午前10時です。

大変お疲れさまでした

午後3時53分 延 会